

# 教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和5年10月2日(月) 午前10時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

第1 墨田区教育委員会教育長職務代理者の指名

第2 委員の議席

## 議決事項

第1 議案第38号「墨田区幼保小中一貫教育推進計画」の改定について

## 報告事項

第1 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴う関係規則の改正について(資料1)

第2 「墨田区学習状況調査」の結果について(資料2)

第3 教育委員会からのメッセージについて(資料3)

第4 墨田区地域学校協働本部事業実施要綱の制定について(資料4)

第5 学校運営協議会設置に伴う協議会委員の任命について(資料5)

案

## 墨田区幼保小中一貫教育推進計画

(令和6年度～令和10年度)

(概要版)



このたび、前計画の期間が満了したことに伴い、令和6年度から令和10年度までの計画として改定することとしました。

今回の計画は、国等の教育を取り巻く動向等を注視しつつ、令和5年度からスタートした「すみだ教育指針」及び「学力向上新3か年計画(第3次)」を踏まえ、これまでの「墨田区幼保小中一貫教育推進計画」の考え方を継承した計画としています。

そして、区内10の中学校区で、より地域の特性を生かした取組を進めることで、子どもたちの実情を踏まえ個別最適な学びを実現するための、授業研究及び授業改善を進めていきます。

また、子どもたちが「郷土に誇りを持ち、墨田で学び育て良かった」と思える教育を推進していきます。

令和5年10月改定  
墨田区教育委員会

発行・編集: 墨田区教育委員会事務局 すみだ教育研究所

住所: 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

電話: (03) 5608-6621

再生紙マ  
ーク

インクマ  
ーク

ひと、つながる。  
墨田区

### 墨田区幼保小中一貫教育推進計画のねらい

幼児期から義務教育終了までの11年間を見通して、異校種間での円滑な接続を図るとともに、発達段階と教科の連続性を踏まえて、幼児、児童、生徒の資質・能力を育成する。

### 墨田区幼保小中一貫教育推進計画の位置付け

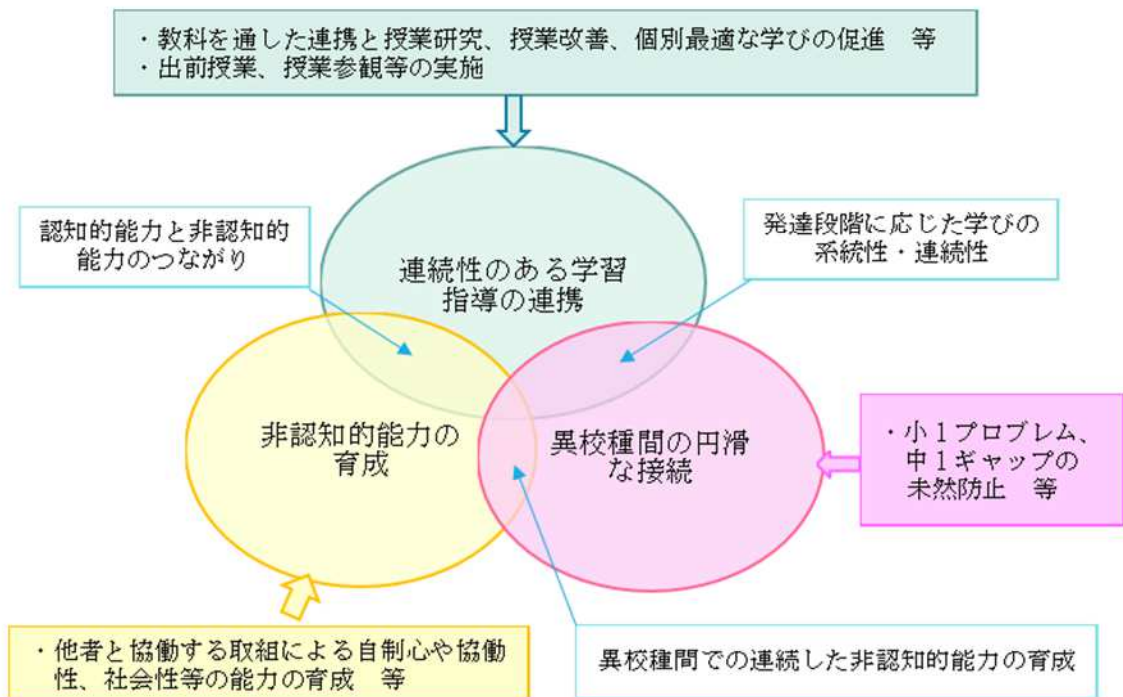
「すみだ教育指針(墨田区教育振興基本計画)」の下位計画として、「墨田区幼保小中一貫教育推進計画」を位置付け、墨田区における幼保小中一貫教育(連携)を推進していく。

### 取組の方向性

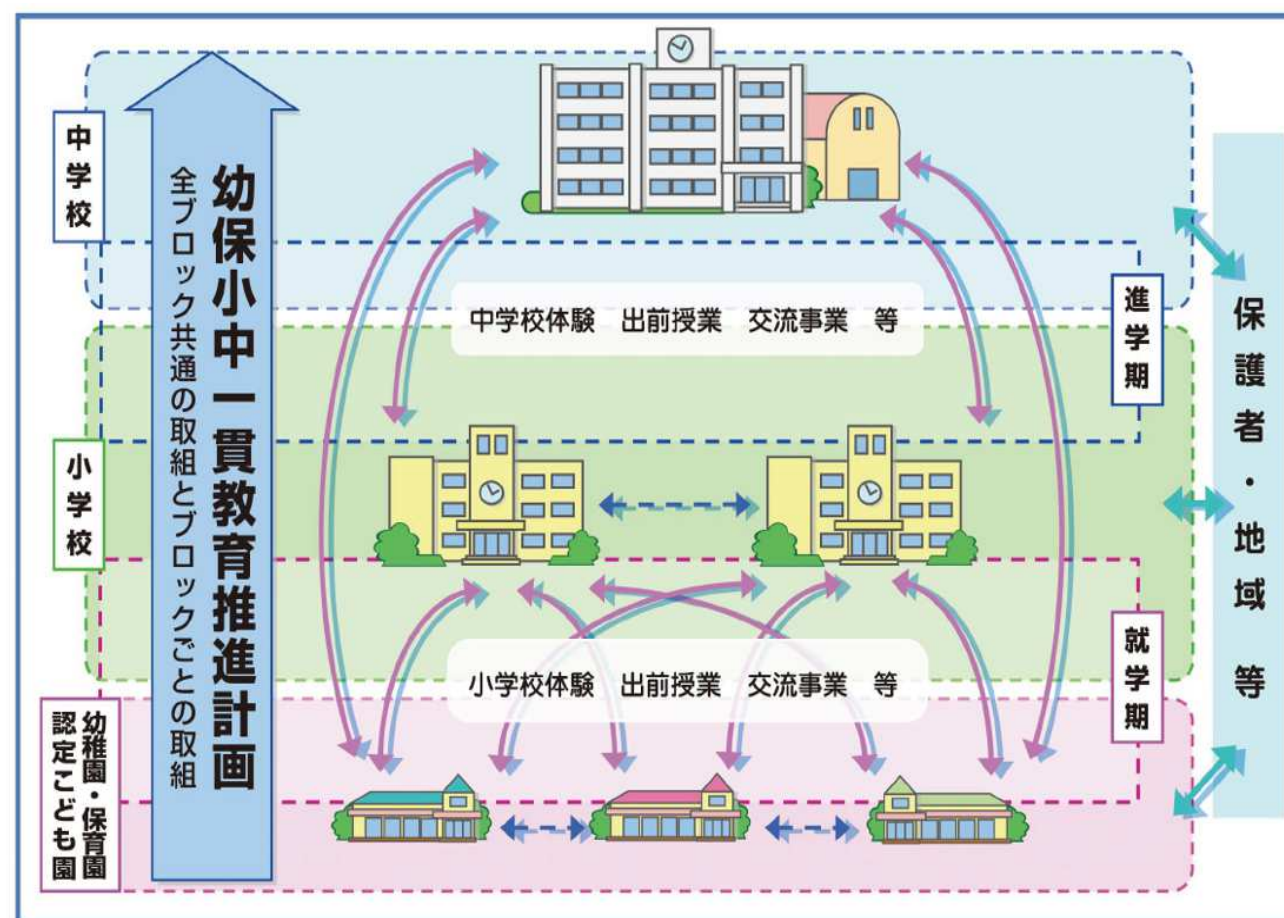
幼児・児童・生徒の知・徳・体バランスの取れた生きる力の育成と学力向上を目的に、これまでの考え方を継承しつつ、国等の動向を注視しながら、幼児期から義務教育終了までの11年間を見通した、異校種間における連続性のある円滑な接続を図る。

また、「墨田区教育施策大綱」、「すみだ教育指針」及び「墨田区学力向上新3か年計画」の考え方に基づき、3つの取組の方向性を定め計画を推進していく。

- 取組の方向性1 連続性のある学習指導の連携
- 取組の方向性2 非認知的能力の育成に関する連携
- 取組の方向性3 異校種間の円滑な接続の連携



### ブロック内における墨田区幼保小中一貫教育のイメージ



### 参考 「すみだ教育指針」における幼保小中一貫教育

「すみだ教育指針(墨田区教育振興基本計画)令和5年度～令和8年度」から一部抜粋  
**目標5 学校(園)・家庭・地域の相互連携と協働**

取組の方向4 幼保小中一貫教育の推進  
 指標(令和8年度達成目標)

| ブロック内で協議会や交流会を開催した回数 |     |
|----------------------|-----|
| 現状値(令和3年度)           | 目標値 |
| 2回                   | 4回  |

取組

#### 【4-1】幼保小中一貫教育の推進

「墨田区幼保小中一貫教育推進計画」に基づき、幼稚園・保育園等から小学校への就学時及び小学校から中学校への進学時の円滑な接続を図るとともに、幼児期から義務教育終了までの11年間を通じた連続性のある教育を推進します。

「小学校すたーとブック」「中学校入学プレブック」を効果的に発行し、家庭の協力を得て、就学・進学への意欲を高めていきます。

また、区立中学校のブロックごとの交流や意見交換を通して、幼保小中の異校種間の円滑な連携を図りながら、教科連携の充実等を図ります。

#### 【4-2】幼児教育の理解促進

幼児・児童・生徒への連続した指導や支援を効果的に行っていくため、全てのブロックにおいて小学校、中学校を対象にした区立幼稚園の公開保育を行います。全ての小・中学校の教員が保育参観することを推進します。



# 墨田区幼保小中一貫教育推進計画

(令和6年度～令和10年度)

令和5年10月改定

墨田区教育委員会

## 墨田区幼保小中一貫教育推進計画 目次

|                             |                           |                 |       |
|-----------------------------|---------------------------|-----------------|-------|
| 第1章 墨田区幼保小中一貫教育推進計画の策定にあたって |                           |                 |       |
| 1                           | はじめに                      | ・・・             | 1     |
| 2                           | 本計画の位置付け                  | ・・・             | 2     |
| 3                           | 現状と今後の方向性について             | ・・・             | 3     |
| 4                           | 墨田区教育委員会 教育目標             | ・・・             | 4     |
|                             |                           |                 |       |
| 第2章 墨田区幼保小中一貫教育のねらいと取組の方向性  |                           |                 |       |
| 1                           | ねらい                       | ・・・             | 5     |
| 2                           | 取組の方向性                    | ・・・             | 5     |
| 3                           | 計画推進のための取組                | ・・・             | 5     |
|                             |                           |                 |       |
| 第3章 墨田区幼保小中一貫教育における取組       |                           |                 |       |
| 1                           | 事業体系                      | ・・・             | 6     |
| 2                           | 主な事業                      |                 |       |
|                             | 取組の方向性 1                  | 連続性のある学習指導の連携   | ・・・ 7 |
|                             | 取組の方向性 2                  | 非認知的能力の育成に関する連携 | ・・・ 7 |
|                             | 取組の方向性 3                  | 異校種間の円滑な接続の連携   | ・・・ 8 |
|                             |                           |                 |       |
| 資料編                         |                           |                 |       |
|                             | 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿         | ・・・             | 10    |
|                             | 教育基本法、学習指導要領等の幼小中連携に関する記述 | ・・・             | 11    |
|                             | 墨田区幼保小中一貫教育推進計画改定検討会委員名簿  | ・・・             | 12    |

## 第1章 墨田区幼保小中一貫教育推進計画の策定にあたって

### 1 はじめに

国において、令和3年1月に、中央教育審議会より、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」が示されました。

また、令和5年6月に新たな教育振興基本計画が閣議決定されました。その中で、次期計画のコンセプトとして「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング<sup>1</sup>の向上」の2点が打ち出され、基本的な方針として「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」「地域や家庭で共に学び合う社会の実現に向けた教育の推進」「教育のデジタルトランスフォーメーションの推進」等の5点が示されました。

教育振興基本計画では、現代は「VUCAの時代」<sup>2</sup>と言われ、将来の予測が困難な時代であり、未来を担う子どもたちへの生きる力の育成は必要性が増しているといわれています。

平成29年に告示された幼稚園教育要領、学習指導要領においては、異校種間<sup>3</sup>での系統的、連続性のある連携した指導が求められており、区においても、区立全幼稚園、小学校、中学校において、幼稚園教育要領及び学習指導要領に基づき、教育課程に幼保小中連携を盛り込み、取組を継続しています。

また、令和4年に「墨田区教育施策大綱」が、令和5年に「すみだ教育指針（墨田区教育振興基本計画）」が策定され、幼保小中一貫教育（連携）の推進を明記するとともに、子どもたちの非認知的能力<sup>4</sup>の育成や探究的な学習などの取組を通して、子どもたちが豊かな社会生活を送っていくための「生きる力」を身に付けて、健やかに成長することを目指しています。

「墨田区教育委員会教育目標」、「墨田区教育施策大綱」及び「すみだ教育指針」の考え方にに基づき、公立、私立を問わず、異校種間の連携を深め、効果的かつ実効性のある「墨田区幼保小中一貫教育推進計画」を策定し、幼保小中一貫教育推進事業の取組を進めていきます。

- 1 「日本社会に根差したウェルビーイング」とは、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなることであり、幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的要素と獲得的要素を調和的・一体的に育むとしている。日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイング。
- 2 「VUCAの時代」とは、Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字をとった言葉で、2010年代頃から変化が激しい世界情勢を表す言葉として利用されるようになった。
- 3 「異校種」とは、学校教育法では幼稚園や小学校、中学校等を指すが、本計画の中では保育園等の保育施設も含むこととしている。
- 4 「非認知的能力」とは、テストなどで数値化することが難しい内面的なスキルを指す。（例：目標を達成しようとする意欲や探究心、粘り強さ、自制心、協同性や社交性等のこと。）

## 2 本計画の位置付け

「すみだ教育指針（墨田区教育振興基本計画）」の下位計画として、「墨田区幼保小中一貫教育推進計画」を位置付け、墨田区における幼保小中一貫教育（連携）を推進していきます。

「すみだ教育指針（墨田区教育振興基本計画）」における幼保小中一貫教育

### 目標 5 学校（園）・家庭・地域の相互連携と協働

取組の方向4 幼保小中一貫教育の推進

すみだ教育指針P38

指標（令和8年度達成目標）

| ブロック内で協議会や交流会を開催した回数 |     |
|----------------------|-----|
| 現状値（令和3年度）           | 目標値 |
| 2回                   | 4回  |

#### 取組

##### 【4-1】幼保小中一貫教育の推進（すみだ教育研究所）

「墨田区幼保小中一貫教育推進計画」に基づき、幼稚園・保育園等から小学校への就学時及び小学校から中学校への進学時の円滑な接続を図るとともに、幼児期から義務教育終了までの11年間を通した連続性のある教育を推進します。

「小学校すたーとブック」「中学校入学プレブック」を効果的に発行し、家庭の協力を得て、就学・進学への意欲を高めていきます。

また、区立中学校のブロックごとの交流や意見交換を通して、幼保小中の異校種間の円滑な連携を図りながら、教科連携の充実等を図ります。

##### 【4-2】幼児教育の理解促進（指導室）

幼児・児童・生徒への連続した指導や支援を効果的に行っていくため、全てのブロックにおいて小学校、中学校を対象にした区立幼稚園の公開保育を行います。全ての小・中学校の教員が保育参観することを推進します。

### 3 現状と今後の方向性について

平成29年3月に告示された学習指導要領等に基づき、それぞれの校種において、子どもたちの資質・能力の育成に取り組んでいます。

また、「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」(以下「幼稚園教育要領等」という。)では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」によって、5歳児後半までに見られるようになる姿が明確に示されています。

アプローチカリキュラム、スタートカリキュラム<sup>1</sup>の共有はもちろんのこと、認知的能力と相互に関連している非認知的能力の育成や、幼児期から義務教育終了までを見通した、学びの系統性や連続性を意識した取組の強化が求められます。

今後さらに異校種間の連携のもと、授業研究、授業改善を図り、発達に即した個別最適な学びや協働的な学びの実現に努めることが重要です。

そのため、墨田区では、中学校区10のブロックごとに、幼児期から義務教育終了までを見通した連続性のある教育を推進しています。

そして、society5.0<sup>2</sup>の時代を見据えて、今まで以上に予測困難で、変化の激しい社会においても、子どもたちが他者と協力し困難を乗り越え、自己有用感を高め、夢や希望の実現に向けて挑戦することを願って、教育委員会と学校、家庭、地域が課題を共有しながら相互連携の基、取組を進めていきます。

- 1 「スタートカリキュラム」とは、小学校へ入学した児童が、園等で経験した遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、安心して小学校生活を送り、自信をもって成長できるようにするためのカリキュラムのこと。具体的には、小学校入学当初に園等で親しんできた活動を取り入れたり、校内の表示を分かりやすく工夫するなどの環境を意図的に設定したりすることなどが考えられる。
- 2 「Society 5.0」とは、サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。また、人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが「非連続的」と言えるほど劇的に変わることを示唆する。



幼保小中ブロック協議会の様子



幼稚園での英語活動の様子



#### 4 墨田区教育委員会 教育目標

### 墨田区教育委員会 教育目標

教育は、人権尊重の精神を基調として、豊かな知力、体力、行動力及び感性をそなえた区民の育成を目指さなければならない。また、誰もが生涯を通じて学び、支え合うことができる社会の実現を求めていかなければならない。

墨田区教育委員会は、このような考え方に立って、活力とゆとりある、人と地域と環境にやさしい墨田のまちづくりに寄与することを期し、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進していく。

墨田区教育委員会では、幼児・児童・生徒（以下、子どもという）が知性、体力、行動力及び感性をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

広い視野をもち、自ら学び、考え、挑戦する力をもって行動する人  
人と人とのつながりを大切にし、互いに相手のよさを認め、支え合う人  
ルールを守り、仲間や地域の役に立つために能力を発揮する人

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校・園、家庭、地域がそれぞれ役割を担い、豊かな環境の中で、子どもたちが生涯にわたって主体的に文化やスポーツに親しむことができる人間として成長するように関係諸機関等との一層の連携を図る。

さらには、教育は、学校・園、家庭、地域それぞれが責任を果たし、連携して初めて成り立つとの認識に立って、すべての区民が教育に参加することを目指していく。

平成20年2月4日 墨田区教育委員会決定

第2章 墨田区幼保小中一貫教育のねらいと取組の方向性

1 ねらい

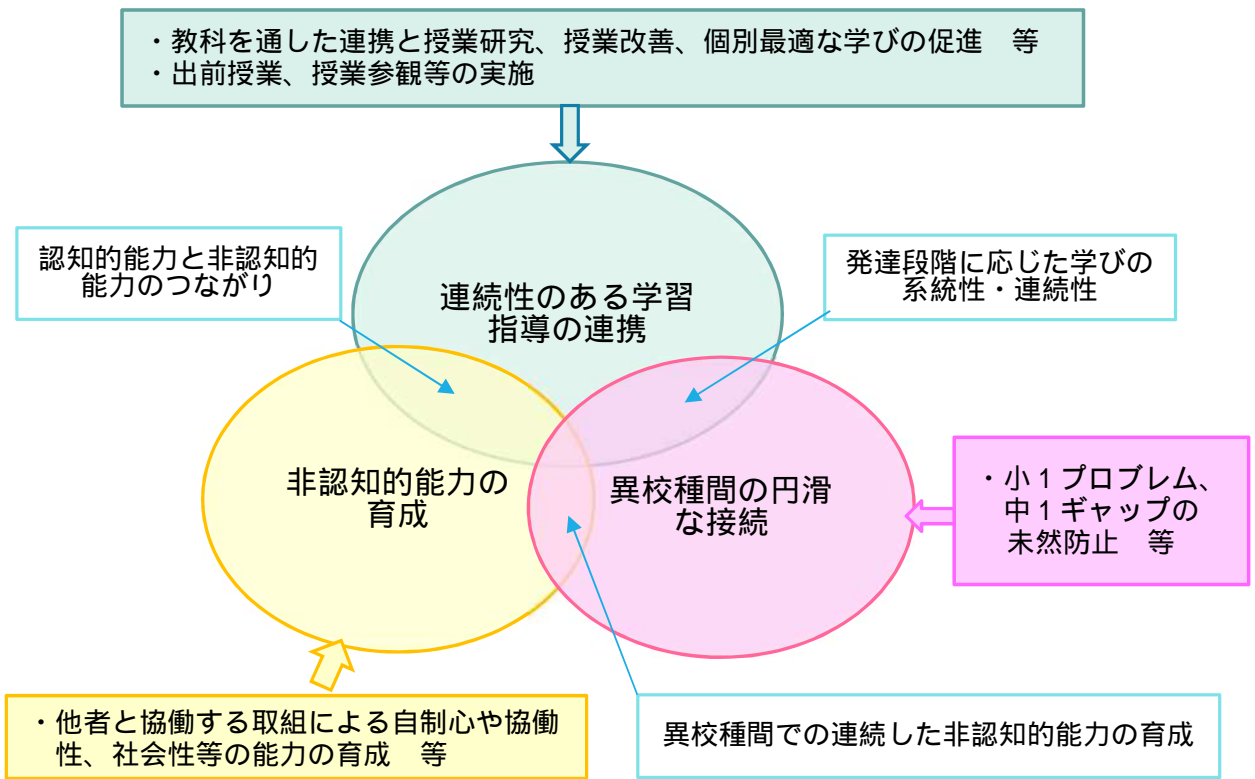
幼児期から義務教育終了までの11年間を見通して、異校種間での円滑な接続を図るとともに、発達段階と教科の連続性を踏まえて、幼児・児童・生徒の資質・能力を育てていきます。

2 取組の方向性

幼児・児童・生徒の知・徳・体のバランスの取れた生きる力の育成と学力向上を目的に、これまでの考え方を継承しつつ、国等の動向を注視しながら、幼児期から義務教育終了までの11年間を見通した、異校種間における連続性のある円滑な接続を図ります。

また、「墨田区教育施策大綱」、「すみだ教育指針」及び「墨田区学力向上新3か年計画」の考え方にに基づき、3つの取組の方向性を定め計画を推進します。

- 取組の方向性 1 連続性のある学習指導の連携
- 取組の方向性 2 非認知的能力の育成に関する連携
- 取組の方向性 3 異校種間の円滑な接続の連携



3 計画推進のための取組

- 協議会等の開催
- 幼保小中一貫教育の教育課程への位置付け
- 各取組の進捗管理

### 第3章 墨田区幼保小中一貫教育における取組

#### 1 事業体系

##### 取組の方向性 1 連続性のある学習指導の連携

教科を通じた連携と授業研究、授業改善、個別最適な学び等の促進

幼稚園教育要領等、学習指導要領、教育課程等の認識の共有

○保育実践における「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた認知的能力の見取りの共有

○出前授業、授業参観等の実施

○幼児期からの英語活動の推進

##### 取組の方向性 2 非認知的能力の育成に関する連携

異校種の発達段階における非認知的能力の共有

○幼児期の遊びや生活での体験を通して得た力の読み取りと学童期への円滑な接続

○目標達成への意欲や探究心、粘り強さ等の育成

○他者と協働する取組による自制心や協働性、社会性等の能力の育成

○認知的能力と非認知的能力の関連の可視化に関する研究 等

##### 取組の方向性 3 異校種間の円滑な接続の連携

ブロックの実情に応じた小1プロブレム、中1ギャップ未然防止のための取組

○保育要録、指導要録の確実な引き継ぎ

アプローチカリキュラム、スタートカリキュラムに基づいた取組の推進

就学、進学期の授業体験、交流等の実施

○異校種間の交流（職員、幼児・児童・生徒）

##### 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

健康な心と体  
 自立心  
 協同性  
 道徳性・規範意識の芽生え  
 社会生活との関わり  
 思考力の芽生え  
 自然との関わり・生命尊重  
 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚  
 言葉による伝え合い  
 豊かな感性と表現

（平成29年文部科学省幼稚園教育要領より）



参考：墨田区教育委員会が発行している冊子  
 「小学校すたーとブック」年長児の保護者に配布  
 「中学校入学プレブック」小学校6年生に配布

## 2 主な事業

### 取組の方向性 1 連続性のある学習指導の連携

学習指導要領に基づき、異校種間の連続性のある教育課程を編成し、ブロックごとの課題を共有しつつ、「わかる」「できる」「定着する」授業実践と授業改善を進めていきます。

「墨田区教育施策大綱」、「すみだ教育指針」及び「墨田区学力向上新3か年計画」に基づき、学力向上に資する連携を着実に進めていきます。

教科を通じた連携と授業研究、授業改善、個別最適な学び等の促進

特に国語、社会、算数・数学、理科、英語において重点的に連携します。

ICT機器の有効な活用についてブロック内で情報共有し、児童・生徒の個別最適な学び及び協働的な学びの促進を目指します。

幼稚園教育要領等、学習指導要領、教育課程等の認識の共有

相互の教育活動の内容や目標を共有し、11年間で育てたい姿を明確にします。

○保育実践における「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた認知的能力の見取りの共有

非認知的能力の育成とともに、認知的能力を意識しながら幼児教育を実践します。

○出前授業、授業参観等の実施

出前授業や授業参観等を通して教員間の学びを授業改善につなげます。

○幼児期からの英語活動の推進

遊びや体験を通して外国語等に触れて、就学後の学習への期待や意欲につなげます。

### 取組の方向性 2 非認知的能力の育成に関する連携

2015年、2018年のOECDの公表資料では、社会情動的スキル<sup>1</sup>は認知的スキルの蓄積を促進し、社会情動的スキルのレベルが高いほど、認知的スキルにも正の影響を及ぼすとされています。認知的スキルを育てていくためには、忍耐力や自制心、責任感、好奇心、精神的な安定などの社会情動的スキルが重要です。

子どもたちが、夢や希望に向かって、力強く人生を歩んでいけるよう、非認知的能力と認知的能力の両方のスキルをバランスよく育むことが必要です。

<sup>1</sup> 「社会情動的スキル」とは、感情をうまく扱い、他者と協働し、目標を追求して意図的に行動し、挫折や失敗に直面しても踏ん張ることを可能にする能力（SALMONS&SMITH,2018）のことで、「非認知的能力」と同義で語られることが多い。

異校種の発達段階における非認知的能力の共有

それぞれの校種の子どもの姿を、非認知的能力の視点で情報交換、情報共有をします。

○幼児期の遊びや生活での体験を通して得た力の読み取りと学童期への円滑な接続

どんな体験からどのような力を習得しているのかを読みとり、次の発達段階へと円滑につなげていきます。

○目標達成への意欲や探究心、粘り強さ等の育成

長期目標、中期目標、短期目標を自分で設定し、主体的に取り組めるよう働きかけます。

○他者と協働する取組による自制心や協働性、社会性等の能力の育成

話し合いや協働的な学習を通して、社会で役立つ力を育成します。

○認知的能力と非認知的能力の関連の可視化に関する研究 等

大学等の研究機関と連携し、相互の関係をできる限り可視化し実践に役立たせます。

**取組の方向性3 異校種間の円滑な接続の連携**

幼児教育施設から小学校への就学時、そして、小学校から中学校への進学時における円滑な接続を図るために、教職員間で情報交換や認識の共有を図るとともに、体験学習等の取組を通して、児童・生徒の就学・進学に対する期待感等を育んでいくことが重要です。

**ブロックの実情に応じた小1プロブレム、中1ギャップ未然防止のための取組**

子どもたちの不安な気持ちに迅速に対応ができるよう、地域、家庭と連携し、未然防止につなげます。

○保育要録、指導要録の確実な引き継ぎ

確実な受け渡しとともに教職員同士の面談時間を設け、幼児・児童・生徒に対する理解を促進します。

**アプローチカリキュラム、スタートカリキュラムに基づいた取組の推進**

園、学校ごとに策定したアプローチカリキュラム、スタートカリキュラムをブロック内で共有し教育活動に生かします。

**就学、進学期の授業体験、交流等の実施**

授業・施設見学、授業体験や部活動体験等の交流を行い、子どもたちの就学や進学に対する期待感を高めるとともに、教員の新入学生に対する理解に役立てます。

○異校種間の交流(幼児・児童・生徒、教職員)

異校種間の行事等の参加を通して、子ども同士の交流や教職員同士の情報交換を促進します。

# 資料編

# 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

## 健康な心と体

園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

## 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

## 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したり、充実感をもってやり遂げるようになる。

## 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりを作ったり、守ったりするようになる。

## 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝えあったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

## 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

## 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることをもちをもって関わるようになる。

## 数量や図形・標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

## 言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

## 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

小学校すたーとブック（令和5年9月発行）より

参考：幼稚園教育要領（平成29年3月文部科学省）保育所保育指針（平成29年3月厚生労働省）

## 教育基本法、学習指導要領等の幼小中連携に関する記述

教育基本法において「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」として規定される幼児期の教育と、小学校から実施される義務教育とを円滑につないでいくためには、子供の成長を中心に据え、関係者の分野を越えた連携により、発達の段階を見通した教育の充実という一貫性の基に、幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続を図っていくことが必要となります。

平成29年に告示された幼稚園教育要領等や小学校学習指導要領では、持続可能な社会の創り手として必要な資質・能力の育成や、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化など、学校種や施設類型を越えて子供の成長を支える手がかりが共通に整理されました。こうした教育課程の基準を子供をめぐる地域の現状の違いを越えて、幼児教育の担い手の多様性を生かしながら具体化していくためには、まだまだ多くの課題があります。

(文部科学省 第131回初中分科会 資料7-1抜粋,2021)

### 幼稚園教育要領

#### 5 小学校教育との接続にあたっての留意事項

##### (1) 小学校以降の生活や学習の基盤の育成

(1) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。

##### (2) 小学校教育との接続

(2) 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなどの連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

### 小学校学習指導要領 総則 第2 教育課程の編成

#### 4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

(1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

(2) 中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

### 中学校学習指導要領 総則 第2 教育課程の編成

#### 4 学校段階間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階間の接続を図るものとする。

(1) 小学校学習指導要領を踏まえ、小学校教育までの学習の成果が中学校教育に円滑に接続され、義務教育段階の終わりまでに育成することを旨とする資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。特に、義務教育学校、小学校連携型中学校及び小学校併設型中学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

(2) 高等学校学習指導要領を踏まえ、高等学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、中等教育学校、連携型中学校及び併設型中学校においては、中等教育6年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。



## 墨田区幼保小中一貫教育推進計画改定検討会委員名簿

敬称略

|                                | 役職           | 氏名           |               |
|--------------------------------|--------------|--------------|---------------|
| 委員長                            | 教育委員会事務局次長   | 宮本 知幸        |               |
| 中学校長会代表                        | 錦糸中学校長       | 和田 浩二        |               |
| 小学校長会代表                        | 第三寺島小学校長     | 関口 亮治        |               |
| 区立幼稚園長会代表                      | 八広幼稚園長       | 金澤 里美        |               |
| 私立幼稚園長代表                       | あさひ幼稚園長      | 鈴木 寛子        |               |
| 私立保育園・公設民営保育園・私立幼保連携型認定こども園長代表 | 小梅保育園長       | 西村 孝幸        |               |
| 区立保育園・区立幼保連携型認定こども園長代表         | 梅若保育園長       | 阿部 秀美        |               |
| 子ども・子育て支援部                     | 子ども施設課長      | 細谷 勇治        |               |
| 教育委員会事務局                       | 参事（庶務課長事務取扱） | 浮田 康宏        |               |
|                                | 指導室長         | 石坂 泰         |               |
|                                | 指導室統括指導主事    | 田畑 達也        |               |
|                                | すみだ教育研究所長    | 宮本 佳代子       |               |
| アドバイザー                         | 東京未来大学特任教授   | 小山 勉         |               |
| 事務局                            | すみだ教育研究所     | 三宅 慶進 統括指導主事 | 坂井 百合子 指導主事   |
|                                |              | 宮崎 隆 事務事業係長  | 渡邊 陽樹 事務事業係主任 |



ひと、つながる。  
**墨田区**

発行・編集：墨田区教育委員会事務局 すみだ教育研究所

住所：墨田区吾妻橋一丁目23番20号

電話：(03)5608-6621

再生紙マ  
ーク

インクマ  
ーク

## 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴う関係規則の改正について

### 1 理由

幼稚園教育職員に対する手当及び制度について、幼稚園教育職員とパートナーシップ関係にある者の取扱いを定めるため、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例が改正されたことに伴い、所要の規定整備をする必要がある。

### 2 教育長の臨時代理

本件については、緊急に処理しなければならず、かつ、教育委員会を招集するいとまがなかったため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、令和5年9月29日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

### 3 改正規則

#### (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

##### ア 内容

幼稚園教育職員の配偶者を対象とする休暇制度等について、パートナーシップ関係にある者を対象に加え、配偶者と同等の取扱いとする。

(改正する休暇制度等)

育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限

育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限

育児時間

出産支援休暇

育児参加休暇

慶弔休暇

子の看護のための休暇

介護休暇

##### イ 施行期日

公布の日

#### (2) 幼稚園教育職員の住居手当に関する規則

##### ア 内容

教職員住宅等の要件における「家族」を「世帯の構成員」に改める。

##### イ 施行期日

公布の日

### 4 新旧対照表

別紙のとおり

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年墨田区教育委員会規則第7号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第8条〔略〕</p> <p>2 条例第10条第1項の職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は<u>パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）</u>で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>～〔略〕</p> <p>3・4〔略〕</p> <p>5 第3項の規定による請求がされた後、深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>～〔略〕</p> <p>当該請求をした職員の配偶者又は<u>パートナーシップ関係の相手方</u>で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができ</p> | <p>〔同左〕</p> <p>第8条〔略〕</p> <p>2 条例第10条第1項の職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>～〔略〕</p> <p>3・4〔略〕</p> <p>5〔同左〕</p> <p>～〔略〕</p> <p>当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第2項に定める者に該</p> |

るものとして第2項に定める者に該当することとなった場合

6～8 [略]

9 第3項から前項までの規定(第5項第3号から第5号までを除く。)は、条例第10条第2項に規定する要介護者(2週間以上にわたり介護を必要とする1の継続する状態にある者に限る。以下同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、第3項中「条例第10条第1項」とあるのは「条例第10条第2項において準用する同条第1項」と、第4項中「前項」とあるのは「第9項において準用する前項」と、第5項中「第3項」とあるのは「第9項において準用する第3項」と、「次の各号」とあるのは「第1号及び第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との関係が配偶者、パートナーシップ関係の相手方、子、父母、配偶者の父母若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母又は第30条第1項各号に掲げる者でなくなった」と、第6項中「前項各号」とあるのは「第9項において準用する前項第1号及び第2号」と、「第3項」とあるのは「第9項において準用する第3項」と、第7項中「前2項」とあるのは「第9項において準用する前2項」と、「第5項各号」とあるのは「第9項において準用する第5項第1号及び第2号」と、第8項中「第3項」とあるのは「次項において準用する第3項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

第8条の2 [略]

2～9 [略]

10 前各項の規定(第6項第3号及び第4号並びに第7項第1号及び第2号を除く。)

当することとなった場合

6～8 [略]

9 第3項から前項までの規定(第5項第3号から第5号までを除く。)は、条例第10条第2項に規定する要介護者(2週間以上にわたり介護を必要とする1の継続する状態にある者に限る。以下同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、第3項中「条例第10条第1項」とあるのは「条例第10条第2項において準用する同条第1項」と、第4項中「前項」とあるのは「第9項において準用する前項」と、第5項中「第3項」とあるのは「第9項において準用する第3項」と、「次の各号」とあるのは「第1号及び第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第6項中「前項各号」とあるのは「第9項において準用する前項第1号及び第2号」と、「第3項」とあるのは「第9項において準用する第3項」と、第7項中「前2項」とあるのは「第9項において準用する前2項」と、「第5項各号」とあるのは「第9項において準用する第5項第1号及び第2号」と、第8項中「第3項」とあるのは「次項において準用する第3項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

[同左]

第8条の2 [略]

2～9 [略]

10 前各項の規定(第6項第3号及び第4号並びに第7項第1号及び第2号を除く。)

は、条例第10条の2第2項及び条例第10条の3第2項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「条例第10条の2第1項又は条例第10条の3第1項」とあるのは「条例第10条の2第2項において準用する同条第1項又は条例第10条の3第2項において準用する同条第1項」と、「条例第10条の2第1項の規定による請求に係る期間と条例第10条の3第1項の規定による請求に係る期間」とあるのは「条例第10条の2第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間と条例第10条の3第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間」と、第2項中「条例第10条の3第1項」とあるのは「条例第10条の2第2項において準用する同条第1項又は条例第10条の3第2項において準用する同条第1項」と、第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第5項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、第6項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「次の各号」とあるのは「第1号及び第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との関係が配偶者、パートナーシップ関係の相手方、子、父母、配偶者の父母若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母又は第30条第1項各号に掲げる者でなくなった」と、第7項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「次の各号」とあるのは「第10項において準用する前項第1号及び第2号」と、「同項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第8項中「前2項」とあるのは「第10項において準用する前2項」と、「第6項各号」とあるのは「第10項にお

は、条例第10条の2第2項及び条例第10条の3第2項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「条例第10条の2第1項又は条例第10条の3第1項」とあるのは「条例第10条の2第2項において準用する同条第1項又は条例第10条の3第2項において準用する同条第1項」と、「条例第10条の2第1項の規定による請求に係る期間と条例第10条の3第1項の規定による請求に係る期間」とあるのは「条例第10条の2第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間と条例第10条の3第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間」と、第2項中「条例第10条の3第1項」とあるのは「条例第10条の2第2項において準用する同条第1項又は条例第10条の3第2項において準用する同条第1項」と、第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第5項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、第6項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「次の各号」とあるのは「第1号及び第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第7項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「次の各号」とあるのは「第10項において準用する前項第1号及び第2号」と、「同項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第8項中「前2項」とあるのは「第10項において準用する前2項」と、「第6項各号」とあるのは「第10項において準用する第6項第1号及び第2号」と、第9項中「第1項」とあるのは「次項において準用する第1項」と、「前項」とあるのは「次項において準

いて準用する第6項第1号及び第2号」と、第9項中「第1項」とあるのは「次項において準用する第1項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(育児時間)

第22条 〔略〕

2 〔略〕

3 男性職員の育児時間は、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。

育児時間により育てようとする子について、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の法律又は条例等により出産後の休養を与えられている場合

配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が育児休業法その他の法律により育児休業をしている場合

育児時間により育てようとする子について、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が常態として育てることができる場合

4 第2項の規定にかかわらず、男性職員の育児時間は、その配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が当該子について育児時間(当該配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が職員でない場合にあっては、労働基準法第67条の規定による育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。)を利用するときは、1日について90分から当該配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。

5 〔略〕

(出産支援休暇)

第23条 出産支援休暇は、職員がその配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の出産に当たり、子の養育その他家事等を行う

用する前項」と読み替えるものとする。

〔同左〕

第22条 〔略〕

2 〔略〕

3 〔同左〕

育児時間により育てようとする子について、配偶者が労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の法律又は条例等により出産後の休養を与えられている場合

配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている場合

育児時間により育てようとする子について、配偶者が常態として育てることができる場合

4 第2項の規定にかかわらず、男性職員の育児時間は、その配偶者が当該子について育児時間(当該配偶者が職員でない場合にあっては、労働基準法第67条の規定による育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。)を利用するときは、1日について90分から当該配偶者が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。

5 〔略〕

〔同左〕

第23条 出産支援休暇は、男性職員がその配偶者の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。

ための休暇とする。

2 出産支援休暇は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の出産の前後を通じて、日又は時間を単位として2日以内で承認する。

3 〔略〕

4 教育委員会は、出産支援休暇を承認するときは、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の出産の事実を確認できる証明書等の提出を求めることができる。

5 〔略〕

(育児参加休暇)

第23条の2 育児参加休暇は、職員がその配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇とする。

2 育児参加休暇は、職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の出産の日の翌日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において承認する。ただし、職員に当該職員又はその配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、16週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において承認する。

3・4 〔略〕

5 育児参加休暇を請求するときは、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の出産の事実を確認することができる証明書等を示さなければならない。

6 教育委員会は、第2項ただし書に規定する場合において、当該職員又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が子と同居していることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。

7 〔略〕

(慶弔休暇)

2 出産支援休暇は、配偶者の出産の前後を通じて、日又は時間を単位として2日以内で承認する。

3 〔略〕

4 教育委員会は、出産支援休暇を承認するときは、配偶者の出産の事実を確認できる証明書等の提出を求めることができる。

5 〔略〕

〔同左〕

第23条の2 育児参加休暇は、男子職員がその配偶者の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇とする。

2 育児参加休暇は、男子職員の配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において承認する。ただし、男子職員に当該職員又はその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者の出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、16週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において承認する。

3・4 〔略〕

5 育児参加休暇を請求するときは、配偶者の出産の事実を確認できる証明書等を示さなければならない。

6 教育委員会は、第2項ただし書に規定する場合において、当該職員又は配偶者が子と同居していることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。

7 〔略〕

〔同左〕



第25条 慶弔休暇は、職員が結婚する場合又はパートナーシップ関係となる場合、職員の関係者が死亡した場合その他の勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 慶弔休暇は、日を単位として、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める日数の範囲内で承認する。

職員が結婚する場合又はパートナーシップ関係となる場合 引き続く7日

職員の関係者（別表第4に掲げる関係者に限る。）が死亡した場合 教育委員会が承認した日から引き続く別表第4に掲げる日数

〔略〕

3・4 〔略〕

（子の看護のための休暇）

第29条の2 子の看護のための休暇は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2～5 〔略〕

（介護休暇）

第30条 条例第17条第1項に規定する教育委員会規則で定める者は、次の各号に掲げるものであって職員と同居しているもの（第1号から第3号までに掲げる者を除く。）とする。

～ 〔略〕

配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の父母の配偶者

〔略〕

配偶者又はパートナーシップ関係の相

第25条 慶弔休暇は、職員が結婚する場合、職員の親族が死亡した場合その他の勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 〔同左〕

職員が結婚する場合 引き続く7日

職員の親族（別表第4に掲げる親族に限る。）が死亡した場合 教育委員会が承認した日から引き続く別表第4に掲げる日数

〔略〕

3・4 〔略〕

〔同左〕

第29条の2 子の看護のための休暇は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2～5 〔略〕

〔同左〕

第30条 〔同左〕

～ 〔略〕

配偶者の父母の配偶者

〔略〕

配偶者の子

| 手方の子                                      |                    | 2 ~ 17 [略] |                        | 別表第4                |                    | 親族                     |  | 2 ~ 17 [略] |                        | 別表第4 |  |
|---|--------------------|------------|------------------------|---------------------|--------------------|------------------------|--|------------|------------------------|------|--|
| 関係者                                       |                    | 日数         |                        | 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方 |                    | 親族                     |  | 日数         |                        | 配偶者  |  |
| 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方                       |                    | 10日        |                        | 配偶者                 |                    | 10日                    |  | 配偶者        |                        | 10日  |  |
| 血族  | 1親等の直系尊属(父母)       | 10日        |                        | 血族                  | 1親等の直系尊属(父母)       | 10日                    |  | 血族         | 1親等の直系尊属(父母)           | 10日  |  |
|   | 同 直系卑属(子)          | 10日        |                        |                     | 同 直系卑属(子)          | 10日                    |  |            | 同 直系卑属(子)              | 10日  |  |
|   | 2親等の直系尊属(祖父母)      | 7日         |                        |                     | 2親等の直系尊属(祖父母)      | 7日                     |  |            | 2親等の直系尊属(祖父母)          | 7日   |  |
|   | 同 直系卑属(孫)          | 5日         |                        |                     | 同 直系卑属(孫)          | 5日                     |  |            | 同 直系卑属(孫)              | 5日   |  |
|   | 同 傍系者(兄弟姉妹)        | 5日         |                        |                     | 同 傍系者(兄弟姉妹)        | 5日                     |  |            | 同 傍系者(兄弟姉妹)            | 5日   |  |
|   | 3親等の直系尊属(曾祖父母)     | 5日         |                        |                     | 3親等の直系尊属(曾祖父母)     | 5日                     |  |            | 3親等の直系尊属(曾祖父母)         | 5日   |  |
|   | 同 傍系尊属(伯叔父母)       | 5日         |                        |                     | 同 傍系尊属(伯叔父母)       | 5日                     |  |            | 同 傍系尊属(伯叔父母)           | 5日   |  |
|   | 同 傍系卑属(甥姪)         | 3日         |                        |                     | 同 傍系卑属(甥姪)         | 3日                     |  |            | 同 傍系卑属(甥姪)             | 3日   |  |
|   | 4親等の傍系者(従兄弟姉妹に限る。) | 1日         |                        |                     | 4親等の傍系者(従兄弟姉妹に限る。) | 1日                     |  |            | 4親等の傍系者(従兄弟姉妹に限る。)     | 1日   |  |
| 姻族又はパートナーシップ関係の相手方の血族                     | 1親等の直系尊属           | 5日         |                        | 姻族                  | 1親等の直系尊属           | 5日                     |  | 姻族         | 1親等の直系尊属               | 5日   |  |
|   | 同 直系卑属             | 5日         |                        |                     | 同 直系卑属             | 5日                     |  |            | 同 直系卑属                 | 5日   |  |
|   | 2親等の直系尊属           | 3日         |                        |                     | 2親等の直系尊属           | 3日                     |  |            | 2親等の直系尊属               | 3日   |  |
|   | 同 直系卑属             | 2日         |                        |                     | 同 直系卑属             | 2日                     |  |            | 同 直系卑属                 | 2日   |  |
|   | 同 傍系者              | 2日         |                        |                     | 同 傍系者              | 2日                     |  |            | 同 傍系者                  | 2日   |  |
|   | 3親等の直系尊属           | 1日         |                        |                     | 3親等の直系尊属           | 1日                     |  |            | 3親等の直系尊属               | 1日   |  |
|   | 同 傍系尊属             | 1日         |                        |                     | 同 傍系尊属             | 1日                     |  |            | 同 傍系尊属                 | 1日   |  |
|   | 同 傍系卑属             | 1日         |                        |                     | 同 傍系卑属             | 1日                     |  |            | 同 傍系卑属                 | 1日   |  |
| 備考  |                    |            | 備考                     |                     |                    | 備考                     |  |            | 備考                     |      |  |
| 1 生計を一にする姻族又はパートナーシップ関係の相手方の血族の場合は血族に準ずる。 |                    |            | 1 生計を一にする姻族の場合は血族に準ずる。 |                     |                    | 1 生計を一にする姻族の場合は血族に準ずる。 |  |            | 1 生計を一にする姻族の場合は血族に準ずる。 |      |  |
| 2・3 [略]                                   |                    |            | 2・3 [略]                |                     |                    | 2・3 [略]                |  |            | 2・3 [略]                |      |  |
| 第1号様式 [別紙1のとおり]                           |                    |            | 第1号様式 [別紙1のとおり]        |                     |                    | 第1号様式 [別紙1のとおり]        |  |            | 第1号様式 [別紙1のとおり]        |      |  |
| 第2号様式 [別紙2のとおり]                           |                    |            | 第2号様式 [別紙2のとおり]        |                     |                    | 第2号様式 [別紙2のとおり]        |  |            | 第2号様式 [別紙2のとおり]        |      |  |

## 付 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式及び第2号様式による用紙で、

現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式【改正後】

深夜勤務制限・超過勤務制限請求書

年 月 日

(承認権者)

様

次のとおり  
 (子の養育  
 要介護者の介護) を行うため  
 (深夜における勤務の制限  
 超過勤務の制限  
 (幼稚園教育職員の勤務時間、休日、  
 休暇等に関する条例 第10条の2  
 第10条の3)) を請求します。

所属  
 氏名

|  |         |   |              |       |  |
|--|---------|---|--------------|-------|--|
| 1 請求に係る子又は要介護者                             | 氏名      |   |              | 続柄等   |  |
|  | 生年月日    | 年 月 日   | 養子縁組の効力が生じた日 | 年 月 日 |  |
|  |         | 出産予定日   |              |       |  |
|  |         | 年 月 日   |              |       |  |
| 2 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方で当該子の親であるものの有無及び状況 | 無 有     | 深夜において就業している。<br>負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である。<br>産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)又は産後8週間以内である。 |              |       |  |
| 3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容                       |         |   |              |       |  |
| 4 請求期間                                     | 深夜勤務の制限 | 年 月 日 ~ 年 月 日<br>毎日 その他( )  |              |       |  |
|  | 超過勤務の制限 | 年 月 日 ~<br>1年 月(12月に満たないものに限る)  |              |       |  |

(注)

1について

- (1) 「続柄等」欄は、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等(請求に係る子が第8条第2項第2号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実)を記入すること。
- (2) 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、出産予定日の にレ印を記入し、出産予定日を記入すること。
- (3) 「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。

2について

- (1) この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。
- (2) 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。
- (3) 該当する にはレ印を記入すること。

3について

この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。

4について

子を養育するために請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を深夜勤務制限終了日として請求すること。

## 第1号様式【改正前】

## 深夜勤務制限・超過勤務制限請求書

年 月 日

(承認権者)

様

次のとおり  
 〔子の養育  
 要介護者の介護〕を行うため  
 〔深夜における勤務の制限  
 超過勤務の制限  
 (幼稚園教育職員の勤務時間、休日、  
 休暇等に関する条例 第10条の2  
 第10条の3)〕を請求します。

所属  
氏名

|                            |         |  |              |       |  |
|----------------------------|---------|--|--------------|-------|--|
| 1 請求に係る子又は要介護者             | 氏名      |  |              | 続柄等   |  |
|                            | 生年月日    | 年 月 日  | 養子縁組の効力が生じた日 | 年 月 日 |  |
|                            |         | 出産予定日  |              |       |  |
|                            |         | 年 月 日  |              |       |  |
| 2 職員の配偶者で当該子の親であるものの有無及び状況 | 無 有     | 深夜において就業している。<br>負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により養育が困難である。<br>産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)又は産後8週間以内である。 |              |       |  |
| 3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容       |         |  |              |       |  |
| 4 請求期間                     | 深夜勤務の制限 | 年 月 日 ~ 年 月 日<br>毎日 その他( )   |              |       |  |
|                            | 超過勤務の制限 | 年 月 日 ~<br>1年 月(12月に満たないものに限る)   |              |       |  |

(注)

1について

- (1) 「続柄等」欄は、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等(請求に係る子が第8条第2項第2号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実)を記入すること。
- (2) 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、出産予定日の にレ印を記入し、出産予定日を記入すること。
- (3) 「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。

2について

- (1) この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。
- (2) 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。
- (3) 該当する にはレ印を記入すること。

3について

この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。

4について

子を養育するために請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を深夜勤務制限終了日として請求すること。

(A4)

【別紙 2】

第2号様式【改正後】

| 育児又は介護の状況変更届   |                        |          |                         |
|--|------------------------|----------|-------------------------|
|  |                        | 年        | 月 日                     |
| (承認権者)   | 様                      | 所属<br>氏名 |                         |
| 次のとおり  | 深夜における勤務の制限<br>超過勤務の制限 | に係る      | 子の養育<br>要介護者の介護<br>の状況に |
| ついて変更が生じたので届け出ます。  |                        |          |                         |
| 1 届出の事由  |                        |          |                         |
| (1) 養育の状況の変更   |                        |          |                         |
| 子が死亡した   |                        |          |                         |
| 職員の子でなくなった   |                        |          |                         |
| ( 離縁 養子縁組の取消し 家事審判事件の終了<br>児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)。<br>子と同居しないこととなった。  |                        |          |                         |
| 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育することができる者に該当することとなった。<br>上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった。                                |                        |          |                         |
| (理由 )  |                        |          |                         |
| (2) 介護の状況の変更   |                        |          |                         |
| 要介護者が死亡した  |                        |          |                         |
| 要介護者と職員との関係が配偶者、パートナーシップ関係の相手方、子、父母、<br>配偶者の父母若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母又は第30条第1項各<br>号に掲げる者でなくなった  |                        |          |                         |
| (消滅の理由： )  |                        |          |                         |
| 2 届出の事実が発生した日  |                        |          |                         |
|  |                        | 年        | 月 日                     |
| (注) 1について  |                        |          |                         |
| (1)中「 <u>職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育することができる者に該当することとなった</u> 」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみ にレ印を記入すること。 |                        |          |                         |

(A4)

## 第2号様式【改正前】

| 育児又は介護の状況変更届  |                        |          |                         |
|---|------------------------|----------|-------------------------|
|   |                        | 年        | 月 日                     |
| (承認権者)  | 様                      | 所属<br>氏名 |                         |
| 次のとおり   | 深夜における勤務の制限<br>超過勤務の制限 | に係る      | 子の養育<br>要介護者の介護<br>の状況に |
| ついて変更が生じたので届け出ます。   |                        |          |                         |
| 1 届出の事由   |                        |          |                         |
| (1) 養育の状況の変更  |                        |          |                         |
| 子が死亡した  |                        |          |                         |
| 職員の子でなくなった  |                        |          |                         |
| ( 離縁 養子縁組の取消し 家事審判事件の終了<br>児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)。<br>子と同居しないこととなった。                                   |                        |          |                         |
| 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育することができる者に該当することとなった。  |                        |          |                         |
| 上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった。   |                        |          |                         |
| (理由 )   |                        |          |                         |
| (2) 介護の状況の変更  |                        |          |                         |
| 要介護者が死亡した   |                        |          |                         |
| 要介護者と職員との親族関係が消滅した  |                        |          |                         |
| (消滅の理由： )   |                        |          |                         |
| 2 届出の事実が発生した日   |                        |          |                         |
|   |                        | 年        | 月 日                     |
| (注) 1について   |                        |          |                         |
| (1)中「職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育することができる者に該当することとなった」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみ にレ印を記入すること。 |                        |          |                         |

(A4)

## 幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の住居手当に関する規則（平成12年墨田区教育委員会規則第16号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>（支給範囲）<br/>第2条〔略〕<br/>2 条例第13条第1項に規定する教職員住宅等で教育委員会規則で定めるものとは、次に掲げるものをいう。<br/>    区が職員及びその<u>世帯の構成員</u>を居住させるために設置した施設<br/>    国、地方公共団体、公社、公団、民間企業等その名称を問わず雇用主が被雇用者及びその<u>世帯の構成員</u>を居住させるために設置した施設</p> | <p>〔同左〕<br/>第2条〔略〕<br/>2 条例第13条第1項に規定する教職員住宅等で教育委員会規則で定めるものとは、次に掲げるものをいう。<br/>    区が職員及びその<u>家族</u>を居住させるために設置した施設<br/>    国、地方公共団体、公社、公団、民間企業等その名称を問わず雇用主が被雇用者及びその<u>家族</u>を居住させるために設置した施設</p> |

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。



## 「墨田区学習状況調査」の結果について

## 第1 令和5年度「墨田区学習状況調査」の概要

本調査は、令和2年度～令和4年度を計画期間とする「墨田区学力向上新3か年計画（第2次）（令和2年度～令和4年度）」における、目標の達成に向けた、3年目（令和4年度）の取組の成果をみるものである。

「墨田区学力向上新3か年計画（第2次）（令和2年度～令和4年度）」では、令和2年度から3年間で達成を目指す「短期目標」と、平成28年度から10年間で達成を目指す「長期目標」を設定している。それぞれの目標は、次のとおりである。

## 短期目標（3年間で達成を目指す目標）

【短期目標1】「D・E層の児童・生徒」の割合を減少させる。（6～7ページ参照）

【短期目標2】「全国学力・学習状況調査」において、教科の平均正答率を、全国（公立）平均正答率と比較し、小学校第6学年の国語・算数では+5ポイント、中学校第3学年の国語・数学では0ポイント（全国平均正答率と同等）、英語は+3ポイントを目指す。（7ページ参照）

【短期目標3】「家で、『ほぼ毎日』又は『週に4～5日くらい』勉強する」割合を、小学校第6学年は80%、中学校第3学年は65%に、それぞれ増加させ、「家で、『ほとんど勉強しない』」割合を小学校第6学年は8%、中学校第3学年は10%に、それぞれ減少させる。（8ページ参照）

## 長期目標（10年間で達成を目指す目標）

【長期目標1】「目標に向けていつもコツコツ学習している児童・生徒」の割合を、小学校第6学年は70%、中学校第3学年は60%に、それぞれ増加させる。（9ページ参照）

【長期目標2】「D・E層の児童・生徒」の割合を、次のとおり減少させる。（9ページ参照）

|    | 国語  | 社会  | 算数・数学 | 理科  | 英語  |
|----|-----|-----|-------|-----|-----|
| 小6 | 25% | 30% | 25%   | 30% | 30% |
| 中3 | 25% | 35% | 30%   | 35% | 30% |

※「D・E層」とは、目標値に対して-5ポイント未満の（学力の定着に課題のある）児童・生徒の割合である。

## 調査の目的

- (1) 墨田区教育委員会は、児童・生徒に確かな学力を身に付けさせ、自ら学び課題解決できる区民を育成する施策等に資するための基礎データを得る。
- (2) 墨田区立各小・中学校は、「学力向上プラン」を策定し、授業改善の取組を積極的に進めるために、自校の実態や児童・生徒一人ひとりの学習状況を把握する。

## 調査実施日、調査対象等

- (1) 実施日 令和5年4月25日
- (2) 対象 小学校第2学年から中学校第3学年までの原則として全児童・生徒
- (3) 内容 学習到達度調査及び意識調査

## 第2 令和5年度「墨田区学習状況調査」結果

### 1 墨田区学習状況調査結果の推移

#### (1) 【小学校】

小学校学習指導要領が令和2年度から新しくなったため、令和3年度調査から観点数と内容が変更となった。

| 3次計画    |               | 新計画(2次) (令和2年度～令和4年度) |              |      |              |      |              |      |              |      |              |
|---------|---------------|-----------------------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|--------------|
| 令和5年度調査 |               | 7年目の取組の結果             |              |      |              |      |              |      |              |      |              |
| 教科      | 観 点           | 第2学年                  |              | 第3学年 |              | 第4学年 |              | 第5学年 |              | 第6学年 |              |
|         |               | 目標値                   | 墨田区<br>全国    | 目標値  | 墨田区<br>全国    | 目標値  | 墨田区<br>全国    | 目標値  | 墨田区<br>全国    | 目標値  | 墨田区<br>全国    |
| 国語      | 知識・技能         | 82.8                  | 90.6<br>87.7 | 77.3 | 82.7<br>79.7 | 70.4 | 75.2<br>72.0 | 68.2 | 73.8<br>71.4 | 64.6 | 70.0<br>69.1 |
|         | 思考・判断・表現      | 70.7                  | 80.9<br>70.0 | 66.8 | 76.3<br>65.6 | 64.7 | 73.0<br>64.0 | 63.0 | 71.5<br>65.9 | 62.7 | 70.1<br>64.4 |
|         | 主体的に学習に取り組む態度 | 64.0                  | 76.2<br>62.2 | 58.0 | 73.4<br>55.4 | 61.0 | 70.2<br>55.9 | 50.0 | 58.4<br>48.8 | 52.0 | 63.2<br>51.0 |
| 社会      | 知識・技能         |                       |              |      |              | 71.5 | 73.2<br>71.2 | 59.4 | 65.9<br>58.9 | 63.7 | 66.4<br>64.8 |
|         | 思考・判断・表現      |                       |              |      |              | 61.0 | 66.4<br>64.6 | 51.4 | 56.5<br>52.2 | 67.2 | 67.5<br>66.7 |
|         | 主体的に学習に取り組む態度 |                       |              |      |              | 62.5 | 70.6<br>67.9 | 45.7 | 52.9<br>46.7 | 57.1 | 62.5<br>59.6 |
| 算数      | 知識・技能         | 83.4                  | 90.8<br>85.6 | 76.9 | 85.0<br>78.2 | 76.0 | 81.6<br>76.5 | 68.7 | 73.8<br>70.8 | 69.5 | 75.2<br>71.4 |
|         | 思考・判断・表現      | 71.9                  | 83.2<br>73.1 | 60.8 | 70.7<br>59.1 | 55.0 | 62.6<br>55.1 | 55.0 | 61.1<br>57.7 | 54.2 | 59.0<br>53.2 |
|         | 主体的に学習に取り組む態度 | 71.4                  | 81.7<br>71.5 | 67.5 | 76.6<br>67.9 | 73.6 | 79.3<br>74.5 | 54.4 | 60.0<br>55.0 | 48.3 | 55.9<br>47.1 |
| 理科      | 知識・技能         |                       |              |      |              | 66.7 | 71.2<br>69.2 | 69.1 | 67.8<br>69.8 | 66.0 | 67.7<br>67.1 |
|         | 思考・判断・表現      |                       |              |      |              | 55.0 | 55.7<br>53.6 | 60.0 | 63.8<br>62.9 | 56.3 | 55.1<br>55.2 |
|         | 主体的に学習に取り組む態度 |                       |              |      |              | 42.0 | 42.3<br>38.0 | 52.5 | 48.2<br>52.6 | 56.0 | 59.0<br>58.7 |
| 英語      | 知識・技能         |                       |              |      |              |      |              |      |              | 75.6 | 80.6<br>79.5 |
|         | 思考・判断・表現      |                       |              |      |              |      |              |      |              | 79.0 | 80.6<br>83.3 |
|         | 主体的に学習に取り組む態度 |                       |              |      |              |      |              |      |              | 83.0 | 79.7<br>85.6 |

| 令和4年度調査 |               | 6年目の取組の結果 |              |      |              |      |              |      |              |      |              |
|---------|---------------|-----------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|--------------|
| 教科      | 観 点           | 第2学年      |              | 第3学年 |              | 第4学年 |              | 第5学年 |              | 第6学年 |              |
|         |               | 目標値       | 墨田区<br>全国    | 目標値  | 墨田区<br>全国    | 目標値  | 墨田区<br>全国    | 目標値  | 墨田区<br>全国    | 目標値  | 墨田区<br>全国    |
| 国語      | 知識・技能         | 85.6      | 93.0<br>89.7 | 73.2 | 78.8<br>74.8 | 68.6 | 72.6<br>70.1 | 66.4 | 73.4<br>70.2 | 62.1 | 66.8<br>64.4 |
|         | 思考・判断・表現      | 70.7      | 80.3<br>73.0 | 61.1 | 71.6<br>60.8 | 62.0 | 69.2<br>61.4 | 62.7 | 69.3<br>61.9 | 57.7 | 61.9<br>56.8 |
|         | 主体的に学習に取り組む態度 | 68.0      | 79.6<br>69.7 | 53.0 | 65.3<br>47.8 | 62.0 | 73.1<br>59.1 | 50.0 | 56.1<br>43.5 | 48.0 | 52.8<br>42.7 |
| 社会      | 知識・技能         |           |              |      |              | 69.8 | 71.9<br>71.1 | 66.1 | 71.5<br>68.9 | 68.8 | 70.7<br>70.4 |
|         | 思考・判断・表現      |           |              |      |              | 60.0 | 64.3<br>63.4 | 63.3 | 66.8<br>66.6 | 62.5 | 68.2<br>67.3 |
|         | 主体的に学習に取り組む態度 |           |              |      |              | 61.1 | 66.8<br>66.8 | 62.5 | 67.2<br>64.9 | 58.9 | 66.0<br>63.5 |
| 算数      | 知識・技能         | 80.9      | 87.7<br>82.3 | 74.2 | 82.7<br>76.0 | 75.2 | 81.8<br>76.9 | 69.3 | 75.5<br>67.4 | 69.8 | 75.9<br>70.0 |
|         | 思考・判断・表現      | 63.8      | 74.8<br>63.0 | 65.0 | 73.9<br>64.9 | 62.1 | 63.6<br>59.4 | 51.0 | 52.0<br>45.1 | 50.5 | 58.1<br>48.7 |
|         | 主体的に学習に取り組む態度 | 66.8      | 77.5<br>66.2 | 70.0 | 78.6<br>72.2 | 70.6 | 75.9<br>72.4 | 51.4 | 53.4<br>45.5 | 50.8 | 61.0<br>50.3 |
| 理科      | 知識・技能         |           |              |      |              | 72.7 | 77.7<br>73.1 | 71.8 | 75.0<br>72.4 | 68.8 | 73.6<br>72.9 |
|         | 思考・判断・表現      |           |              |      |              | 52.7 | 56.1<br>52.0 | 51.8 | 53.8<br>50.5 | 58.7 | 64.7<br>63.1 |
|         | 主体的に学習に取り組む態度 |           |              |      |              | 40.0 | 45.5<br>41.6 | 43.9 | 44.4<br>40.4 | 56.7 | 59.5<br>58.3 |
| 英語      | 知識・技能         |           |              |      |              |      |              |      |              | 78.0 | 85.1<br>81.6 |
|         | 思考・判断・表現      |           |              |      |              |      |              |      |              | 85.0 | 90.8<br>89.6 |
|         | 主体的に学習に取り組む態度 |           |              |      |              |      |              |      |              | 85.0 | 90.3<br>90.0 |

|                                       |              |
|---------------------------------------|--------------|
| 全国平均+5 ≤ 区平均                          | <b>45.1%</b> |
| 区平均正答率が、全国平均正答率の+5%より高い(同じ場合を含む。)     | <b>23/51</b> |
| 全国平均 ≤ 区平均                            | <b>45.1%</b> |
| 全国平均正答率よりも、区平均正答率の方が高い(同じ場合を含む。)      | <b>23/51</b> |
| 全国平均-5 ≤ 区平均 < 全国平均                   | <b>7.8%</b>  |
| 区平均正答率が、全国平均正答率の-5%以上だが、全国平均正答率よりは低い。 | <b>4/51</b>  |
| 区平均 < 全国平均-5                          | <b>2.0%</b>  |
| 区平均正答率が、全国平均正答率の-5%より低い。              | <b>1/51</b>  |

|                                       |              |
|---------------------------------------|--------------|
| 全国平均+5 ≤ 区平均                          | <b>43.1%</b> |
| 区平均正答率が、全国平均正答率の+5%より高い(同じ場合を含む。)     | <b>22/51</b> |
| 全国平均 ≤ 区平均                            | <b>56.9%</b> |
| 全国平均正答率よりも、区平均正答率の方が高い(同じ場合を含む。)      | <b>29/51</b> |
| 全国平均-5 ≤ 区平均 < 全国平均                   | <b>0.0%</b>  |
| 区平均正答率が、全国平均正答率の-5%以上だが、全国平均正答率よりは低い。 | <b>0/51</b>  |
| 区平均 < 全国平均-5                          | <b>0.0%</b>  |
| 区平均正答率が、全国平均正答率の-5%より低い。              | <b>0/51</b>  |

※ 目標値は、標準的な時間をかけて学んだ場合、期待される正答率を示したもの(単位:%)

- 区平均正答率が、全国平均正答率の+5%より高い(同じ場合を含む。)
- 区平均正答率が、全国平均正答率の-5%以上だが、全国平均正答率よりは低い。
- 全国平均正答率よりも、区平均正答率の方が高い(同じ場合を含む。)
- 区平均正答率が、全国平均正答率の-5%より低い。

※ 割合は四捨五入の関係で合計が100%にならないことがある。

**新計画(2次) (令和2年度~令和4年度)**

| 令和3年度調査 |               | 5年目の取組の結果 |           |      |           |      |           |      |           |      |           |
|---------|---------------|-----------|-----------|------|-----------|------|-----------|------|-----------|------|-----------|
| 教科      | 観 点           | 第2学年      |           | 第3学年 |           | 第4学年 |           | 第5学年 |           | 第6学年 |           |
|         |               | 目標値       | 墨田区<br>全国 | 目標値  | 墨田区<br>全国 | 目標値  | 墨田区<br>全国 | 目標値  | 墨田区<br>全国 | 目標値  | 墨田区<br>全国 |
| 国語      | 知識・技能         | 85.6      | 94.1      | 70.0 | 75.2      | 68.6 | 77.4      | 65.7 | 75.2      | 59.3 | 65.5      |
|         | 思考・判断・表現      | 68.6      | 76.4      | 67.9 | 74.2      | 63.7 | 70.9      | 61.7 | 71.9      | 60.0 | 70.3      |
|         | 主体的に学習に取り組む態度 | 65.0      | 73.2      | 64.0 | 68.6      | 61.0 | 72.0      | 56.0 | 68.2      | 57.0 | 69.3      |
|         |               |           | 60.5      | 58.0 | 58.2      | 55.0 | 57.6      |      |           |      |           |
| 社会      | 知識・技能         |           |           |      |           | 73.8 | 78.2      | 65.6 | 68.6      | 68.0 | 65.1      |
|         | 思考・判断・表現      |           |           |      |           | 58.3 | 69.8      | 50.0 | 51.3      | 50.0 | 48.0      |
|         | 主体的に学習に取り組む態度 |           |           |      |           | 58.9 | 70.9      | 52.1 | 52.6      | 52.0 | 51.6      |
|         |               |           |           |      |           | 61.9 | 46.1      | 46.1 | 49.6      |      |           |
| 算数      | 知識・技能         | 83.2      | 90.3      | 76.5 | 83.6      | 72.2 | 77.6      | 68.4 | 74.9      | 71.7 | 79.2      |
|         | 思考・判断・表現      | 70.0      | 79.7      | 60.0 | 67.7      | 61.4 | 67.1      | 53.6 | 60.9      | 58.2 | 64.6      |
|         | 主体的に学習に取り組む態度 | 68.3      | 78.0      | 66.1 | 75.6      | 67.1 | 76.2      | 51.4 | 61.1      | 52.5 | 60.7      |
|         |               |           | 69.6      | 69.0 | 69.3      | 69.3 | 52.0      | 52.3 |           |      |           |
| 理科      | 知識・技能         |           |           |      |           | 71.9 | 70.2      | 71.6 | 67.5      | 68.4 | 67.6      |
|         | 思考・判断・表現      |           |           |      |           | 61.8 | 62.1      | 56.3 | 57.0      | 59.6 | 61.2      |
|         | 主体的に学習に取り組む態度 |           |           |      |           | 52.0 | 51.0      | 57.0 | 56.7      | 49.0 | 51.3      |
|         |               |           |           |      |           | 52.6 | 52.6      | 61.6 | 61.6      | 50.0 | 50.0      |
| 英語      | 知識・技能         |           |           |      |           |      |           |      |           | 81.5 | 87.1      |
|         | 思考・判断・表現      |           |           |      |           |      |           |      |           | 81.8 | 84.8      |
|         | 主体的に学習に取り組む態度 |           |           |      |           |      |           |      |           | 83.3 | 84.4      |

|                                       |              |
|---------------------------------------|--------------|
| 全国平均+5 ≤ 区平均                          | <b>56.9%</b> |
| 区平均正答率が、全国平均正答率の+5%より高い(同じ場合を含む。)     | <b>29/51</b> |
| 全国平均 ≤ 区平均                            | <b>23.5%</b> |
| 全国平均正答率よりも、区平均正答率の方が高い(同じ場合を含む。)      | <b>12/51</b> |
| 全国平均-5 ≤ 区平均 < 全国平均                   | <b>15.7%</b> |
| 区平均正答率が、全国平均正答率の-5%以上だが、全国平均正答率よりは低い。 | <b>8/51</b>  |
| 区平均 < 全国平均-5                          | <b>3.9%</b>  |
| 区平均正答率が、全国平均正答率の-5%より低い。              | <b>2/51</b>  |

**旧計画(平成25年度~平成27年度)**

| 平成28年度調査 |                     | 5年目の取組の結果 |           |      |           |      |           |      |           |      |           |
|----------|---------------------|-----------|-----------|------|-----------|------|-----------|------|-----------|------|-----------|
| 教科       | 観 点                 | 第2学年      |           | 第3学年 |           | 第4学年 |           | 第5学年 |           | 第6学年 |           |
|          |                     | 目標値       | 墨田区<br>全国 | 目標値  | 墨田区<br>全国 | 目標値  | 墨田区<br>全国 | 目標値  | 墨田区<br>全国 | 目標値  | 墨田区<br>全国 |
| 国語       | 国語への<br>関心・意欲・態度    | 73.8      | 77.8      | 61.9 | 61.2      | 69.4 | 73.3      | 63.8 | 66.4      | 67.5 | 70.4      |
|          | 話す・聞く能力             | 75.0      | 81.9      | 63.8 | 66.0      | 72.2 | 78.2      | 69.4 | 75.6      | 71.7 | 77.9      |
|          | 書く能力                | 70.0      | 72.1      | 59.4 | 57.2      | 62.7 | 64.1      | 55.5 | 55.2      | 64.6 | 65.1      |
|          | 読む能力                | 72.5      | 77.2      | 65.7 | 67.9      | 67.5 | 70.9      | 68.2 | 71.8      | 67.5 | 73.4      |
|          | 言語についての<br>知識・理解・技能 | 88.9      | 93.4      | 83.2 | 86.4      | 72.2 | 73.4      | 69.6 | 73.9      | 67.2 | 68.9      |
|          |                     |           | 94.4      | 85.8 | 85.8      | 73.9 | 75.1      | 71.2 |           |      |           |
| 社会       | 社会的事象への<br>関心・意欲・態度 |           |           |      |           | 44.3 | 38.6      | 51.3 | 54.2      | 59.2 | 61.1      |
|          | 社会的な<br>思考・判断・表現    |           |           |      |           | 46.9 | 41.3      | 51.3 | 54.2      | 59.6 | 62.1      |
|          | 観察・資料活用<br>の技能      |           |           |      |           | 59.0 | 54.2      | 54.8 | 54.0      | 61.3 | 66.9      |
|          | 社会的事象につ<br>いての知識・理解 |           |           |      |           | 63.1 | 57.2      | 63.8 | 64.3      | 65.5 | 63.6      |
| 算数       | 算数への<br>関心・意欲・態度    | 71.1      | 74.7      | 59.0 | 57.4      | 67.5 | 68.5      | 60.8 | 60.3      | 55.0 | 47.3      |
|          | 数学的な考え方             | 74.5      | 75.4      | 63.0 | 64.0      | 58.1 | 57.0      | 59.4 | 60.3      | 60.6 | 56.4      |
|          | 数量や図形に<br>ついての技能    | 85.4      | 87.9      | 78.1 | 79.1      | 75.6 | 76.4      | 71.3 | 69.1      | 72.7 | 68.0      |
|          | 数量や図形につ<br>いての知識・理解 | 84.1      | 88.2      | 66.1 | 65.9      | 77.0 | 77.9      | 65.0 | 63.7      | 70.2 | 65.4      |
| 理科       | 自然事象への<br>関心・意欲・態度  |           |           |      |           | 65.0 | 63.3      | 64.4 | 63.4      | 64.2 | 60.8      |
|          | 科学的な<br>思考・表現       |           |           |      |           | 60.3 | 58.2      | 61.1 | 60.0      | 59.2 | 55.2      |
|          | 観察・実験の技能            |           |           |      |           | 60.4 | 59.3      | 65.0 | 66.8      | 63.1 | 58.8      |
|          | 自然事象につ<br>いての知識・理解  |           |           |      |           | 68.7 | 68.4      | 65.6 | 65.2      | 71.2 | 68.6      |

|                                       |              |
|---------------------------------------|--------------|
| 全国平均+5 ≤ 区平均                          | <b>0.0%</b>  |
| 区平均正答率が、全国平均正答率の+5%より高い(同じ場合を含む。)     | <b>0/69</b>  |
| 全国平均 ≤ 区平均                            | <b>24.6%</b> |
| 全国平均正答率よりも、区平均正答率の方が高い(同じ場合を含む。)      | <b>17/69</b> |
| 全国平均-5 ≤ 区平均 < 全国平均                   | <b>66.7%</b> |
| 区平均正答率が、全国平均正答率の-5%以上だが、全国平均正答率よりは低い。 | <b>46/69</b> |
| 区平均 < 全国平均-5                          | <b>8.7%</b>  |
| 区平均正答率が、全国平均正答率の-5%より低い。              | <b>6/69</b>  |

## (2) 【中学校】

中学校学習指導要領が令和3年度から新しくなったため、令和4年度調査から観点の数と内容が変更となった。  
 なお、中学校第1学年においては、小学校第6学年までの学習内容の定着状況を見る調査であること、小学校学習指導要領が令和2年度から新しくなったことから、令和3年度調査から観点が変更となっている。

3次計画 ← **新計画(2次) (令和2年度～令和4年度)**

| 令和5年度調査 |               | 7年目の取組の結果 |              |      |              |      |              |
|---------|---------------|-----------|--------------|------|--------------|------|--------------|
| 教科      | 観点            | 第1学年      |              | 第2学年 |              | 第3学年 |              |
|         |               | 目標値       | 墨田区<br>全国    | 目標値  | 墨田区<br>全国    | 目標値  | 墨田区<br>全国    |
| 国語      | 知識・技能         | 59.2      | 67.1<br>62.0 | 61.2 | 64.7<br>63.1 | 62.9 | 67.4<br>66.1 |
|         | 思考・判断・表現      | 54.7      | 60.4<br>54.5 | 57.5 | 64.5<br>60.4 | 60.6 | 67.3<br>65.5 |
|         | 主体的に学習に取り組む態度 | 43.0      | 44.0<br>36.8 | 49.0 | 55.3<br>50.0 | 54.0 | 58.0<br>56.3 |
|         |               |           |              |      |              |      |              |
| 社会      | 知識・技能         | 54.3      | 52.2<br>52.3 | 52.0 | 48.9<br>51.2 | 59.4 | 58.0<br>60.9 |
|         | 思考・判断・表現      | 52.2      | 56.7<br>55.7 | 51.0 | 50.2<br>51.2 | 46.4 | 42.6<br>44.5 |
|         | 主体的に学習に取り組む態度 | 51.7      | 55.8<br>55.7 | 46.1 | 46.0<br>47.4 | 48.3 | 44.6<br>46.5 |
|         |               |           |              |      |              |      |              |
| 数学      | 知識・技能         | 70.6      | 74.1<br>71.7 | 59.8 | 62.2<br>58.9 | 60.5 | 64.4<br>60.3 |
|         | 思考・判断・表現      | 50.6      | 50.1<br>48.7 | 38.6 | 40.3<br>34.5 | 44.0 | 46.2<br>41.3 |
|         | 主体的に学習に取り組む態度 | 56.5      | 56.8<br>55.2 | 42.3 | 43.4<br>38.6 | 42.0 | 42.3<br>37.8 |
|         |               |           |              |      |              |      |              |
| 理科      | 知識・技能         | 63.7      | 62.9<br>64.2 | 58.8 | 54.1<br>58.2 | 57.9 | 53.5<br>56.1 |
|         | 思考・判断・表現      | 60.8      | 59.1<br>59.5 | 51.9 | 50.1<br>52.0 | 41.0 | 39.2<br>40.0 |
|         | 主体的に学習に取り組む態度 | 50.7      | 48.6<br>48.5 | 45.0 | 38.5<br>42.0 | 43.0 | 42.0<br>42.9 |
|         |               |           |              |      |              |      |              |
| 英語      | 知識・技能         | 77.2      | 86.2<br>81.6 | 56.3 | 57.1<br>54.3 | 58.5 | 59.8<br>56.9 |
|         | 思考・判断・表現      | 80.6      | 88.5<br>84.4 | 41.2 | 36.5<br>33.5 | 40.0 | 40.1<br>34.7 |
|         | 主体的に学習に取り組む態度 | 86.4      | 92.2<br>90.3 | 31.0 | 22.2<br>17.0 | 31.0 | 31.4<br>23.0 |
|         |               |           |              |      |              |      |              |

| 令和4年度調査 |               | 6年目の取組の結果 |              |      |              |      |              |
|---------|---------------|-----------|--------------|------|--------------|------|--------------|
| 教科      | 観点            | 第1学年      |              | 第2学年 |              | 第3学年 |              |
|         |               | 目標値       | 墨田区<br>全国    | 目標値  | 墨田区<br>全国    | 目標値  | 墨田区<br>全国    |
| 国語      | 知識・技能         | 61.5      | 66.2<br>64.2 | 65.0 | 72.9<br>69.6 | 65.4 | 68.1<br>68.3 |
|         | 思考・判断・表現      | 50.9      | 56.2<br>51.3 | 58.4 | 65.8<br>62.0 | 62.2 | 66.9<br>67.3 |
|         | 主体的に学習に取り組む態度 | 45.0      | 45.6<br>39.0 | 51.0 | 56.7<br>52.3 | 62.0 | 66.6<br>67.9 |
|         |               |           |              |      |              |      |              |
| 社会      | 知識・技能         | 54.2      | 49.0<br>51.2 | 60.3 | 59.3<br>61.4 | 54.8 | 51.0<br>54.1 |
|         | 思考・判断・表現      | 52.7      | 55.2<br>55.7 | 51.5 | 49.8<br>49.8 | 55.6 | 54.5<br>57.1 |
|         | 主体的に学習に取り組む態度 | 52.5      | 52.7<br>53.5 | 50.0 | 49.6<br>49.3 | 42.8 | 40.4<br>42.6 |
|         |               |           |              |      |              |      |              |
| 数学      | 知識・技能         | 68.9      | 73.2<br>69.9 | 61.2 | 65.0<br>58.7 | 60.9 | 60.6<br>55.8 |
|         | 思考・判断・表現      | 65.8      | 72.1<br>67.8 | 50.0 | 52.7<br>48.6 | 48.9 | 47.2<br>44.5 |
|         | 主体的に学習に取り組む態度 | 63.5      | 68.3<br>64.9 | 51.9 | 52.6<br>48.2 | 51.5 | 49.7<br>46.5 |
|         |               |           |              |      |              |      |              |
| 理科      | 知識・技能         | 64.7      | 67.9<br>66.4 | 57.8 | 55.8<br>57.4 | 52.4 | 51.0<br>52.9 |
|         | 思考・判断・表現      | 59.1      | 60.0<br>58.8 | 52.1 | 49.4<br>50.8 | 55.9 | 52.7<br>54.6 |
|         | 主体的に学習に取り組む態度 | 57.1      | 57.7<br>57.4 | 45.8 | 39.2<br>41.3 | 43.3 | 26.3<br>33.5 |
|         |               |           |              |      |              |      |              |
| 英語      | 知識・技能         | 78.4      | 86.8<br>80.2 | 61.7 | 65.8<br>62.5 | 61.4 | 66.2<br>61.8 |
|         | 思考・判断・表現      | 77.8      | 82.2<br>78.9 | 48.7 | 51.8<br>48.0 | 42.5 | 44.6<br>37.3 |
|         | 主体的に学習に取り組む態度 | 85.7      | 89.4<br>88.3 | 51.2 | 55.2<br>50.9 | 55.4 | 60.2<br>53.4 |
|         |               |           |              |      |              |      |              |

|                                       |              |
|---------------------------------------|--------------|
| 全国平均+5 ≤ 区平均                          | <b>17.8%</b> |
| 区平均正答率が、全国平均正答率の+5より高い(同じ場合を含む。)      | 8/45         |
| 全国平均 ≤ 区平均                            | <b>48.9%</b> |
| 全国平均正答率よりも、区平均正答率の方が高い(同じ場合を含む。)      | 22/45        |
| 全国平均-5 ≤ 区平均 < 全国平均                   | <b>33.3%</b> |
| 区平均正答率が、全国平均正答率の-5%以上だが、全国平均正答率よりは低い。 | 15/45        |
| 区平均 < 全国平均-5                          | <b>0.0%</b>  |
| 区平均正答率が、全国平均正答率の-5%より低い。              | 0/45         |

|                                       |              |
|---------------------------------------|--------------|
| 全国平均+5 ≤ 区平均                          | <b>11.1%</b> |
| 区平均正答率が、全国平均正答率の+5より高い(同じ場合を含む。)      | 5/45         |
| 全国平均 ≤ 区平均                            | <b>53.3%</b> |
| 全国平均正答率よりも、区平均正答率の方が高い(同じ場合を含む。)      | 24/45        |
| 全国平均-5 ≤ 区平均 < 全国平均                   | <b>33.3%</b> |
| 区平均正答率が、全国平均正答率の-5%以上だが、全国平均正答率よりは低い。 | 15/45        |
| 区平均 < 全国平均-5                          | <b>2.2%</b>  |
| 区平均正答率が、全国平均正答率の-5%より低い。              | 1/45         |

※ 目標値は、標準的な時間をかけて学んだ場合、期待される正答率を示したもの(単位:%)

区平均正答率が、全国平均正答率の+5より高い(同じ場合を含む。)  
 全国平均正答率よりも、区平均正答率の方が高い(同じ場合を含む。)  
 区平均正答率が、全国平均正答率の-5%以上だが、全国平均正答率よりは低い。  
 区平均正答率が、全国平均正答率の-5%より低い。

※ 割合は四捨五入の関係で合計が100%にならないことがある。

**新計画（2次）（令和2年度～令和4年度）**

| 令和3年度調査 |               | 5年目の取組の結果           |                 |              |      |              |              |              |
|---------|---------------|---------------------|-----------------|--------------|------|--------------|--------------|--------------|
| 教科      | 新観点           | 旧観点                 | 第1学年            |              | 第2学年 |              | 第3学年         |              |
|         |               |                     | 目標値             | 墨田区<br>全国    | 目標値  | 墨田区<br>全国    | 目標値          | 墨田区<br>全国    |
|         |               |                     | 新観点             |              |      | 旧観点          |              |              |
| 国語      | 知識・技能         | 国語への関心・意欲・態度        | 72.3            | 78.0<br>75.0 | 63.3 | 71.2<br>66.0 | 65.6         | 72.3<br>68.7 |
|         | 思考・判断・表現      | 話す・聞く能力             | 63.5            | 75.1<br>68.5 | 77.5 | 82.8<br>81.5 | 66.8         | 71.5<br>70.7 |
|         | 主体的に学習に取り組む態度 | 書く能力                | 65.0            | 80.0<br>71.6 | 52.1 | 61.2<br>54.2 | 58.8         | 65.7<br>60.8 |
|         |               | 読む能力                |                 |              | 56.8 | 62.7<br>59.0 | 61.3         | 67.9<br>64.9 |
|         |               |                     | 言語についての知識・理解・技能 |              |      | 73.0         | 79.8<br>76.9 | 68.1         |
| 社会      | 知識・技能         | 社会的事象への関心・意欲・態度     | 57.2            | 57.9<br>56.5 | 50.5 | 51.9<br>51.0 | 46.4         | 48.1<br>47.2 |
|         | 思考・判断・表現      | 社会的な思考・判断・表現        | 50.4            | 54.6<br>51.3 | 51.9 | 53.4<br>52.3 | 50.8         | 51.4<br>51.1 |
|         | 主体的に学習に取り組む態度 | 資料活用の技能             | 47.2            | 52.6<br>48.3 | 53.8 | 54.8<br>53.8 | 55.8         | 53.9<br>56.5 |
|         |               |                     |                 |              | 56.4 | 57.4<br>56.6 | 56.0         | 53.3<br>55.6 |
| 数学      | 知識・技能         | 数学への関心・意欲・態度        | 71.3            | 75.9<br>71.5 | 51.1 | 50.6<br>49.8 | 43.5         | 43.0<br>40.6 |
|         | 思考・判断・表現      | 数学的な見方や考え方          | 58.1            | 62.0<br>57.3 | 49.7 | 50.1<br>49.3 | 47.0         | 46.3<br>44.3 |
|         | 主体的に学習に取り組む態度 | 数学的な技能              | 64.1            | 67.5<br>63.4 | 67.0 | 70.5<br>66.0 | 58.2         | 63.0<br>57.9 |
|         |               |                     |                 |              | 57.9 | 58.8<br>56.9 | 58.3         | 60.9<br>58.8 |
| 理科      | 知識・技能         | 自然事象への関心・意欲・態度      | 58.2            | 58.6<br>55.7 | 55.8 | 57.2<br>53.7 | 50.0         | 47.8<br>51.3 |
|         | 思考・判断・表現      | 科学的な思考・表現           | 58.3            | 62.7<br>58.3 | 52.1 | 52.2<br>52.1 | 53.6         | 52.6<br>53.1 |
|         | 主体的に学習に取り組む態度 | 観察・実験の技能            | 53.3            | 69.0<br>56.0 | 51.8 | 46.2<br>49.7 | 65.0         | 62.4<br>66.1 |
|         |               |                     |                 |              | 57.6 | 50.6<br>53.7 | 60.2         | 59.1<br>62.5 |
| 英語      | 知識・技能         | コミュニケーションへの関心・意欲・態度 | 74.8            | 83.9<br>77.6 | 57.9 | 61.6<br>56.3 | 61.1         | 62.6<br>59.3 |
|         | 思考・判断・表現      | 外国語表現の能力            | 84.1            | 90.7<br>86.9 | 41.5 | 43.4<br>37.4 | 50.6         | 51.4<br>47.6 |
|         | 主体的に学習に取り組む態度 | 外国語理解の能力            | 88.6            | 92.9<br>90.5 | 62.4 | 65.6<br>60.3 | 65.9         | 70.2<br>67.3 |
|         |               |                     |                 |              | 58.8 | 62.6<br>57.0 | 66.5         | 69.9<br>66.9 |

|                                       |              |
|---------------------------------------|--------------|
| 全国平均+5 ≤ 区平均                          | <b>19.3%</b> |
| 区平均正答率が、全国平均正答率の+5より高い(同じ場合を含む。)      | 11/57        |
| 全国平均 ≤ 区平均                            | <b>66.7%</b> |
| 全国平均正答率よりも、区平均正答率の方が高い(同じ場合を含む。)      | 38/57        |
| 全国平均-5 ≤ 区平均 < 全国平均                   | <b>14.0%</b> |
| 区平均正答率が、全国平均正答率の-5%以上だが、全国平均正答率よりは低い。 | 8/57         |
| 区平均 < 全国平均-5                          | <b>0.0%</b>  |
| 区平均正答率が、全国平均正答率の-5%より低い。              | 0/57         |

**旧計画（平成25年度～平成27年度）**

| 平成28年度調査 |                     | 旧観点  |                   |      |              |              |              |              |
|----------|---------------------|------|-------------------|------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 教科       | 旧観点                 | 第1学年 |                   | 第2学年 |              | 第3学年         |              |              |
|          |                     | 目標値  | 墨田区<br>全国         | 目標値  | 墨田区<br>全国    | 目標値          | 墨田区<br>全国    |              |
| 国語       | 国語への関心・意欲・態度        | 66.7 | 70.5<br>68.3      | 72.2 | 77.4<br>75.5 | 63.9         | 64.7<br>66.1 |              |
|          | 話す・聞く能力             | 70.0 | 75.7<br>74.3      | 70.6 | 74.1<br>74.7 | 68.9         | 73.3<br>75.7 |              |
|          | 書く能力                | 59.6 | 62.2<br>59.2      | 70.7 | 77.5<br>73.9 | 58.3         | 55.7<br>56.4 |              |
|          | 読む能力                | 54.5 | 57.0<br>55.9      | 61.4 | 67.0<br>66.3 | 58.3         | 62.3<br>63.5 |              |
|          |                     |      | 言語についての知識・理解・技能   | 66.6 | 68.3<br>68.8 | 71.2         | 75.7<br>75.2 | 65.4         |
| 社会       | 社会的事象への関心・意欲・態度     | 51.7 | 46.9<br>50.9      | 53.0 | 49.0<br>54.5 | 52.5         | 47.9<br>53.0 |              |
|          | 社会的な思考・判断・表現        | 49.8 | 46.3<br>50.8      | 53.5 | 49.6<br>54.3 | 50.4         | 47.8<br>51.2 |              |
|          | 資料活用の技能             | 53.9 | 49.9<br>53.6      | 56.1 | 51.3<br>56.7 | 54.4         | 50.3<br>54.0 |              |
|          |                     |      | 社会的事象についての知識・理解   | 56.4 | 50.0<br>55.4 | 55.7         | 49.9<br>56.2 | 57.0         |
| 数学       | 数学への関心・意欲・態度        | 67.1 | 67.1<br>68.9      | 58.1 | 58.0<br>59.1 | 46.7         | 43.5<br>46.2 |              |
|          | 数学的な見方や考え方          | 65.7 | 66.2<br>67.4      | 55.5 | 55.0<br>56.2 | 49.3         | 46.5<br>49.2 |              |
|          | 数学的な技能              | 74.5 | 73.1<br>75.0      | 61.3 | 61.8<br>61.5 | 60.5         | 60.8<br>61.2 |              |
|          |                     |      | 数量や図形などについての知識・理解 | 65.4 | 63.2<br>65.4 | 57.3         | 56.4<br>58.1 | 58.2         |
| 理科       | 自然事象への関心・意欲・態度      | 64.7 | 63.3<br>68.9      | 55.3 | 42.9<br>49.1 | 52.8         | 45.5<br>50.6 |              |
|          | 科学的な思考・表現           | 64.9 | 61.7<br>68.1      | 55.0 | 46.5<br>51.3 | 52.2         | 43.4<br>49.3 |              |
|          | 観察・実験の技能            | 67.9 | 65.7<br>71.5      | 48.9 | 29.4<br>38.9 | 50.0         | 36.7<br>46.6 |              |
|          |                     |      | 自然事象についての知識・理解    | 59.4 | 53.2<br>59.0 | 57.9         | 47.5<br>54.0 | 58.6         |
| 英語       | コミュニケーションへの関心・意欲・態度 |      |                   | 62.0 | 61.5<br>63.0 | 62.7         | 62.1<br>64.0 |              |
|          | 外国語表現の能力            |      |                   | 48.8 | 44.7<br>49.6 | 47.8         | 42.8<br>45.5 |              |
|          | 外国語理解の能力            |      |                   | 65.8 | 67.8<br>68.1 | 65.0         | 66.0<br>67.5 |              |
|          |                     |      |                   |      | 66.7         | 62.3<br>66.8 | 60.4         | 60.5<br>60.5 |

|                                       |              |
|---------------------------------------|--------------|
| 全国平均+5 ≤ 区平均                          | <b>0.0%</b>  |
| 区平均正答率が、全国平均正答率の+5より高い(同じ場合を含む。)      | 0/59         |
| 全国平均 ≤ 区平均                            | <b>18.6%</b> |
| 全国平均正答率よりも、区平均正答率の方が高い(同じ場合を含む。)      | 11/59        |
| 全国平均-5 ≤ 区平均 < 全国平均                   | <b>52.5%</b> |
| 区平均正答率が、全国平均正答率の-5%以上だが、全国平均正答率よりは低い。 | 31/59        |
| 区平均 < 全国平均-5                          | <b>28.8%</b> |
| 区平均正答率が、全国平均正答率の-5%より低い。              | 17/59        |

## 2 学力向上新3か年計画における「短期目標」の達成状況

## (1) 【短期目標1】「D・E層に属する児童・生徒」の割合

※  は、【短期目標1】を達成している教科である。

## ア 小学校

(単位: %)

| 学年 | 教科 | 各層に属する児童の割合(5年度) |      |      |      |     | D・E層に属する児童の割合 |      |      |      | 短期目標 |
|----|----|------------------|------|------|------|-----|---------------|------|------|------|------|
|    |    | A層               | B層   | C層   | D層   | E層  | 5年度           | 4年度  | 3年度  | 28年度 |      |
| 2年 | 国語 | 39.9             | 30.2 | 11.4 | 18.1 | 0.3 | <b>18.4</b>   | 15.6 | 17.5 | 21.8 | 15   |
|    | 算数 | 35.2             | 40.5 | 10.9 | 13.0 | 0.3 | <b>13.3</b>   | 14.3 | 11.8 | 20.4 | 15   |
| 3年 | 国語 | 27.8             | 39.1 | 10.2 | 21.9 | 1.0 | <b>22.9</b>   | 19.5 | 20.4 | 27.7 | 20   |
|    | 算数 | 25.2             | 44.1 | 11.5 | 18.0 | 1.1 | <b>19.1</b>   | 16.0 | 18.9 | 33.4 | 20   |
| 4年 | 国語 | 14.7             | 47.6 | 17.0 | 19.7 | 0.9 | <b>20.6</b>   | 26.9 | 19.8 | 30.9 | 20   |
|    | 社会 | 7.5              | 49.6 | 15.3 | 26.2 | 1.4 | <b>27.6</b>   | 31.0 | 24.6 | 48.6 | 25   |
|    | 算数 | 12.1             | 51.2 | 13.9 | 21.9 | 0.9 | <b>22.8</b>   | 23.3 | 23.8 | 32.7 | 20   |
|    | 理科 | 4.4              | 45.6 | 18.3 | 30.8 | 0.9 | <b>31.7</b>   | 29.0 | 36.0 | 34.7 | 25   |
| 5年 | 国語 | 8.1              | 53.7 | 12.4 | 25.5 | 0.3 | <b>25.8</b>   | 21.8 | 19.0 | 31.2 | 20   |
|    | 社会 | 11.6             | 46.3 | 12.3 | 29.0 | 0.8 | <b>29.8</b>   | 28.2 | 35.3 | 39.7 | 30   |
|    | 算数 | 14.1             | 44.6 | 11.0 | 29.2 | 1.1 | <b>30.3</b>   | 27.8 | 26.8 | 35.0 | 30   |
|    | 理科 | 10.6             | 36.5 | 15.0 | 36.3 | 1.6 | <b>37.9</b>   | 29.5 | 42.8 | 34.4 | 30   |
| 6年 | 国語 | 7.1              | 52.4 | 17.3 | 22.0 | 1.3 | <b>23.3</b>   | 29.4 | 23.9 | 29.7 | 25   |
|    | 社会 | 6.3              | 43.5 | 19.7 | 29.1 | 1.3 | <b>30.4</b>   | 30.0 | 44.9 | 38.9 | 30   |
|    | 算数 | 12.1             | 47.5 | 13.8 | 25.5 | 1.1 | <b>26.6</b>   | 27.7 | 21.6 | 43.3 | 30   |
|    | 理科 | 3.3              | 45.6 | 17.0 | 33.3 | 0.9 | <b>34.2</b>   | 28.1 | 34.0 | 42.3 | 35   |
|    | 英語 | 11.1             | 48.9 | 15.8 | 23.7 | 0.5 | <b>24.2</b>   | 14.6 | 19.5 | -    | 35   |

## イ 中学校

(単位: %)

| 学年 | 教科 | 各層に属する生徒の割合(5年度) |      |      |      |     | D・E層に属する生徒の割合 |      |      |      | 短期目標 |
|----|----|------------------|------|------|------|-----|---------------|------|------|------|------|
|    |    | A層               | B層   | C層   | D層   | E層  | 5年度           | 4年度  | 3年度  | 28年度 |      |
| 1年 | 国語 | 8.0              | 47.3 | 18.4 | 25.5 | 0.9 | <b>26.4</b>   | 31.7 | 20.5 | 30.0 | 25   |
|    | 社会 | 2.8              | 43.1 | 11.2 | 41.6 | 1.3 | <b>42.9</b>   | 47.2 | 35.4 | 55.0 | 35   |
|    | 数学 | 8.3              | 41.4 | 15.1 | 34.8 | 0.4 | <b>35.2</b>   | 23.4 | 29.5 | 37.9 | 35   |
|    | 理科 | 2.4              | 42.7 | 16.6 | 36.0 | 2.3 | <b>38.3</b>   | 33.4 | 35.7 | 46.4 | 40   |
|    | 英語 | 19.7             | 55.0 | 13.1 | 12.2 | 0.0 | <b>12.2</b>   | 14.8 | 10.7 | -    | 35   |
| 2年 | 国語 | 4.5              | 50.3 | 16.8 | 27.6 | 0.7 | <b>28.3</b>   | 22.0 | 22.7 | 25.5 | 25   |
|    | 社会 | 0.8              | 37.8 | 18.3 | 41.9 | 1.1 | <b>43.0</b>   | 42.7 | 40.6 | 51.1 | 35   |
|    | 数学 | 6.8              | 41.9 | 12.2 | 37.3 | 1.8 | <b>39.1</b>   | 34.0 | 32.8 | 40.2 | 35   |
|    | 理科 | 2.5              | 34.0 | 16.0 | 46.4 | 1.2 | <b>47.6</b>   | 44.4 | 46.2 | 61.5 | 40   |
|    | 英語 | 3.3              | 31.6 | 20.9 | 43.5 | 0.7 | <b>44.2</b>   | 35.6 | 38.3 | 43.5 | 35   |
| 3年 | 国語 | 12.3             | 44.7 | 15.0 | 26.8 | 1.2 | <b>28.0</b>   | 27.7 | 24.2 | 31.5 | 30   |
|    | 社会 | 2.2              | 36.8 | 18.0 | 41.5 | 1.5 | <b>43.0</b>   | 45.4 | 44.1 | 50.3 | 45   |
|    | 数学 | 6.4              | 47.7 | 11.0 | 32.4 | 2.5 | <b>34.9</b>   | 42.3 | 36.9 | 42.7 | 35   |
|    | 理科 | 2.1              | 32.6 | 16.2 | 46.8 | 2.3 | <b>49.1</b>   | 48.0 | 44.4 | 57.5 | 45   |
|    | 英語 | 7.3              | 34.4 | 15.0 | 42.8 | 0.5 | <b>43.3</b>   | 37.6 | 34.0 | 40.2 | 35   |

○小学校第6学年及び中学校第1学年の英語調査は令和3年度から実施した。

○各教科各層の数字は単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがある。

## ○【短期目標1】を達成している教科数

| 小学校  |       |       |      | 中学校  |      |       |      |
|------|-------|-------|------|------|------|-------|------|
| 5年度  | 4年度   | 3年度   | 28年度 | 5年度  | 4年度  | 3年度   | 28年度 |
| 7/17 | 10/17 | 10/17 | 1/16 | 5/15 | 6/15 | 10/15 | 2/14 |

## (2) 【短期目標2】「全国学力・学習状況調査」における各教科の平均正答率

区平均正答率を全国（公立）平均正答率と比較したときの値

※   は、【短期目標2】を達成している教科である。

ア 小学校第6学年

(単位：ポイント)

| 教科 | 短期目標   | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 平成28年度               |
|----|--------|-------|-------|-------|----------------------|
| 国語 | +5ポイント | +2.8  | +4.4  | +5.3  | 国語A -1.5<br>国語B -1.7 |
| 算数 | +5ポイント | +5.5  | +3.8  | +4.8  | 算数A -1.6<br>算数B -1.9 |

イ 中学校第3学年

(単位：ポイント)

| 教科 | 短期目標                  | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 平成28年度               |
|----|-----------------------|-------|-------|-------|----------------------|
| 国語 | 0ポイント<br>(全国平均正答率と同等) | +1.2  | +0.0  | +1.4  | 国語A -0.2<br>国語B +1.6 |
| 数学 | 0ポイント<br>(全国平均正答率と同等) | +1.0  | -0.4  | +0.8  | 算数A -1.2<br>算数B -1.0 |
| 英語 | +3ポイント                | +2.4  | 未実施   | 未実施   | (平成31年度)<br>+1.0     |

- 平成28年度当時、国語及び算数（数学）はA問題（「知識」に関する問題）、B問題（「活用」に関する問題）に分けて出題されていた。
- 中学校英語の調査結果は「聞くこと」「読むこと」「話すこと」の合計を集計したものを比較している。

参考 令和5年度区平均正答率と全国（公立）平均正答率 (単位：%)

| 教科    | 小学校第6学年 |      | 中学校第3学年 |      |
|-------|---------|------|---------|------|
|       | 墨田区     | 全国   | 墨田区     | 全国   |
| 国語    | 70.0    | 67.2 | 71.0    | 69.8 |
| 算数・数学 | 68.0    | 62.5 | 52.0    | 51.0 |
| 英語    | /       |      | 48.0    | 45.6 |

- 中学校英語の調査結果は「聞くこと」「読むこと」「話すこと」の合計を集計している。

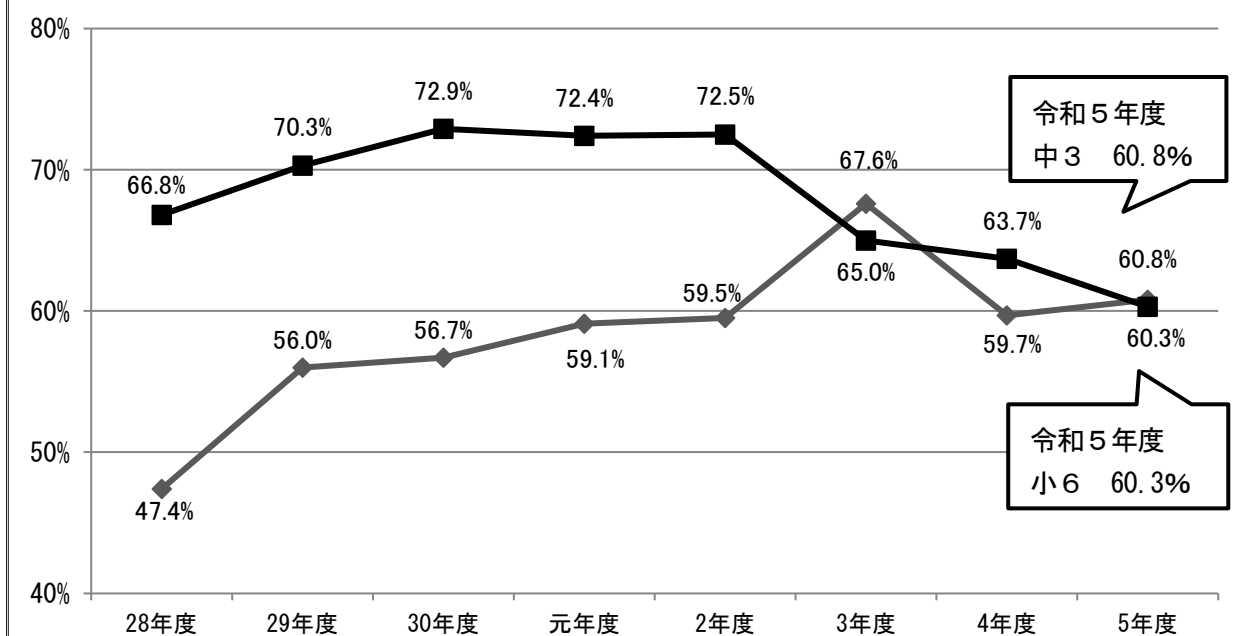
(3) 【短期目標3】「家で、『ほぼ毎日』又は『週に4～5日くらい』勉強する」と回答する割合及び「家で、『ほとんど勉強しない』」と回答する割合

※  は、【短期目標3】を達成している観点である。

ア「家で、『ほぼ毎日』又は『週に4～5日くらい』勉強する」と回答する児童・生徒の割合

|             | 短期目標       | 令和5年度        | 令和4年度 | 令和3年度        | 平成28年度 |
|-------------|------------|--------------|-------|--------------|--------|
| 小学校<br>第6学年 | <b>80%</b> | <b>60.3%</b> | 63.7% | 65.0%        | 66.8%  |
| 中学校<br>第3学年 | <b>65%</b> | <b>60.8%</b> | 59.7% | <b>67.6%</b> | 47.4%  |

〈参考〉意識調査において、「家で、週に何日くらい勉強しますか」という質問に対して、「ほぼ毎日」又は「週に4～5日くらい」と回答した児童・生徒の割合の推移



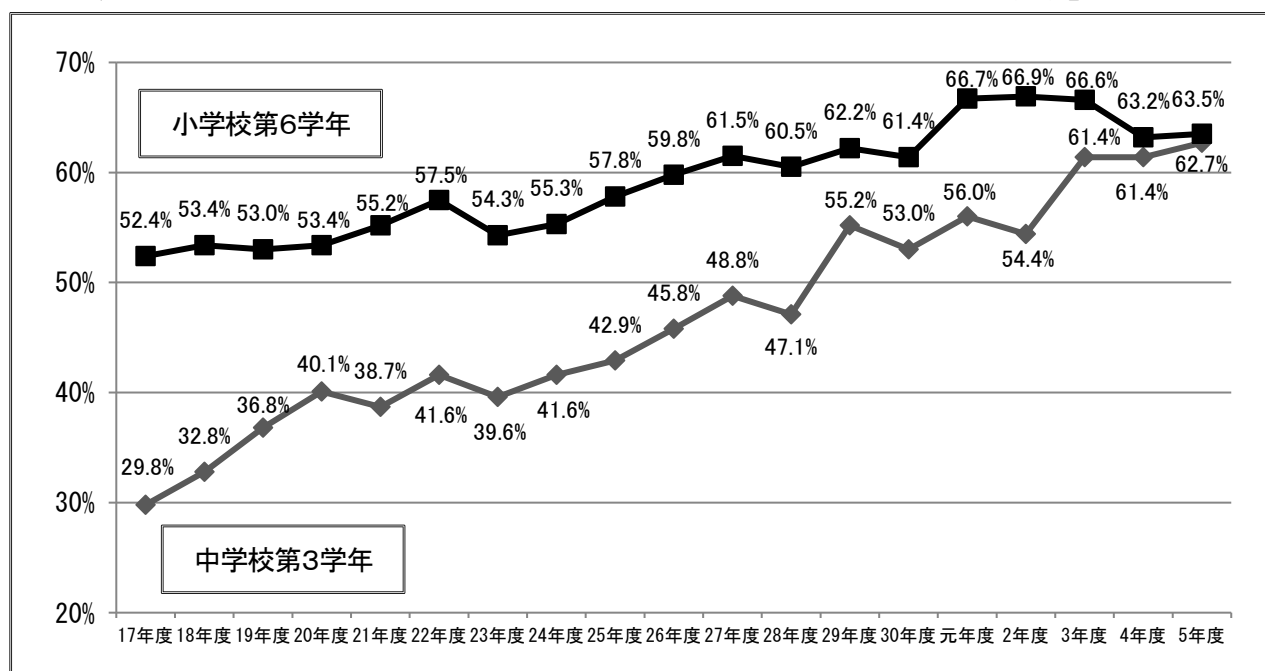
イ「家で、『ほとんど勉強しない』」と回答する児童・生徒の割合

|             | 短期目標       | 令和5年度        | 令和4年度 | 令和3年度       | 平成28年度 |
|-------------|------------|--------------|-------|-------------|--------|
| 小学校<br>第6学年 | <b>8%</b>  | <b>17.4%</b> | 15.7% | 14.7%       | 15.2%  |
| 中学校<br>第3学年 | <b>10%</b> | <b>11.3%</b> | 11.5% | <b>8.8%</b> | 19.4%  |



## 3 学力向上新3か年計画における「長期目標」の達成状況

## (1) 【長期目標1】「目標に向けていつもコツコツ学習している児童・生徒数」の割合



※      は、【長期目標1】を達成している観点である。

| 小学校第6学年 |              |       |       |       | 中学校第3学年 |              |       |       |       |
|---------|--------------|-------|-------|-------|---------|--------------|-------|-------|-------|
| 長期目標    | 5年度          | 4年度   | 3年度   | 28年度  | 長期目標    | 5年度          | 4年度   | 3年度   | 28年度  |
| 70%     | <b>63.5%</b> | 63.2% | 66.6% | 60.5% | 60%     | <b>62.7%</b> | 61.4% | 61.4% | 47.1% |

## (2) 【長期目標2】「D・E層に属する児童・生徒」の割合

※      は、【長期目標2】を達成している教科である。

|       | 小学校第6学年 |              |       |       |       | 中学校第3学年 |              |       |       |       |
|-------|---------|--------------|-------|-------|-------|---------|--------------|-------|-------|-------|
|       | 長期目標    | 5年度          | 4年度   | 3年度   | 28年度  | 長期目標    | 5年度          | 4年度   | 3年度   | 28年度  |
| 国語    | 25%     | <b>23.3%</b> | 29.4% | 23.9% | 29.7% | 25%     | <b>28.0%</b> | 27.7% | 24.2% | 31.5% |
| 社会    | 30%     | <b>30.4%</b> | 30.0% | 44.9% | 38.9% | 35%     | <b>43.0%</b> | 45.4% | 44.1% | 50.3% |
| 算数・数学 | 25%     | <b>26.6%</b> | 27.7% | 21.6% | 43.3% | 30%     | <b>34.9%</b> | 42.3% | 36.9% | 42.7% |
| 理科    | 30%     | <b>34.2%</b> | 28.1% | 34.0% | 42.3% | 35%     | <b>49.1%</b> | 48.0% | 44.4% | 57.5% |
| 英語    | 30%     | <b>24.2%</b> | 14.6% | 19.5% | -     | 30%     | <b>43.3%</b> | 37.6% | 34.0% | 40.2% |

○小学校第6学年：英語調査は、令和3年度から実施した。

### 第3 調査結果の分析

#### 1 墨田区学習状況調査の結果の概要

- (1) 墨田区学習状況調査の結果において、全国平均正答率を上回った観点が、小学校で90.2%、中学校では、66.7%である。小学校、中学校ともに昨年とほぼ同等の結果であった。
- (2) 小学校、中学校ともに、国語・算数（数学）については、一定の学力の定着が図られている。
- (3) 設問での回答では、記述式で回答を求める問題に対する正答率が、全国平均正答率と比較して高い傾向にある。

#### 2 全国学力・学習状況調査の結果の概要

- (1) 全国学力・学習状況調査の結果において、小学校第6学年、中学校第3学年ともに、調査対象のすべての教科で全国平均正答率を上回っており、着々と学力が伸長していることが分かる。
- (2) 授業中にタブレットを活用している児童・生徒の割合が、全国平均値と比較すると大幅に上回っており、授業でのタブレット活用が標準化していることが分かる。

### 第4 今後の取組の方向性

- (1) 教育委員会で掲げる「確かな学力（知）」「豊かな人間性（徳）」「健康・体力（体）」をバランスよく育てることを念頭に、学力向上に資する取組を進めていくことが重要である。
- (2) 教育委員会は、学校と連携し、子どもたちの将来の選択肢を広げ、夢や希望の実現のために、「墨田区学力向上新3か年計画（第3次）（令和5年度～令和7年度）」の着実な推進に取り組む。
- (3) 学校は、校長のリーダーシップにより組織的な取組を進めるとともに、個別最適な学びと協働的な学びが実践されるよう授業改善に努める。
- (4) 教育委員会は、効果的な教材の提供やメッセージの発出を行い、学力の向上、学習意欲の向上及び教員のモチベーションの向上等を図る。

また、昨年度から実施している教育長と校長・副校長・教員との意見交換会など、引き続き学力向上に資する率直な意見の交換ができる機会を設定していく。

### 第5 調査結果を受けての取組

#### 1 調査結果の公表

##### (1) 教育委員会の対応

区全体の傾向を示すため、「学年別、教科別、観点別の調査結果」及び「分析結果」を、墨田区公式ホームページで公表する。

##### (2) 学校の対応

ア 学校のホームページ等による「調査結果」及び「学力向上を図るための全体計画」の公表  
 自校の学年別、教科別、観点別の調査結果とともに、調査結果の分析、「学力向上を図るための全体計画」（学校全体の学力向上の取組計画）を、学校のホームページや学校だより等で公表する。

イ 児童・生徒及び保護者に対する「個人票」の返却

児童・生徒及び保護者に対して、通知表の配布時期等において、今後の課題や取り組むべきことを説明しながら、個人票を返却する。

## 2 学力向上を図るための主な取組

「墨田区学力向上新3か年計画（第3次）（令和5年度～令和7年度）」に基づき、児童・生徒の学力向上を実現するために取組を推進する。

- (1) 探究的な学習を推進することにより、児童・生徒が物事の中から問題を見だし、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程などを意識して授業改善を重ねていく。
- (2) 課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現という探究のプロセスを重視した学習を通して、情報活用能力や問題発見・解決能力を育む。
- (3) 児童・生徒が考え、主体的に学び、対話する時間を確保し、授業の最後に学習したことを一人ひとりが振り返ることを明示して授業を展開する。
- (4) 新聞や雑誌、本などの書誌情報を活用した学習を通して、書かれていることを読みとり、分析し、情報を活用し、自分の感じたことや考えたことを簡潔に表現するなどの読解力を育む。
- (5) すみだスクールサポートティーチャー（すみだSST）の募集・登録を行い、学校にすみだSSTを派遣し、授業中や放課後学習の学習支援を行う。
- (6) 教育委員会から、児童・生徒に対して、夢や希望を持って学習に取り組む続けることの大切さに関するメッセージを送付するとともに、小・中学校の教員にも、「各学校及び個々の教員の学力向上の取組が進んでいること」及び「児童・生徒の学力が向上していること」を評価したメッセージを送付し、学習へのモチベーションが高まるよう働きかけをする。
- (7) 墨田区学習状況調査の調査結果や自校の課題を踏まえて、校長は、「学力向上を図るための全体計画」を作成し、全教員が組織的に対応できるようマネジメント力を発揮して確実に取組を推進する。教員は、校内研修等で自らの資質・能力を高めるとともに、「学力向上プラン」を作成し、授業改善を図る。
- (8) 児童・生徒が授業で学習した内容を着実に「わかる」「できる」「定着する」よう、学校は、紙とタブレットを併用して、効果的に学習を進める。
- (9) 児童・生徒の発達の段階に応じて、ふりかえりシート等の教材を活用し、授業で学習した内容の定着（復習）だけでなく、次の授業の準備（予習）や自ら課題を見付けて行う学習（自習）に取り組ませ、家庭学習の充実を図る。

（取組の一部を掲載している。）

「第3 調査結果の分析」及び「第4 今後の取組の方向性」については、令和4年度の取組による結果であることから、墨田区学力向上新3か年計画（第2次）（令和2年度～令和4年度）に照らし合わせて記載している。

「第5 調査結果を受けての取組」については、令和5年度の取組のため、墨田区学力向上新3か年計画（第3次）（令和5年度～令和7年度）に基づき、「調査結果を受けての取組」を記載している。

5 墨教研第 163 号  
令和 5 年 10 月 3 日

小・中学校長 様

墨田区教育委員会  
教育長 加藤 裕之  
(公印省略)

児童・生徒及び教職員に対するメッセージの配布について(依頼)

教育委員会から児童・生徒及び教職員に対するメッセージを送付いたしますので、下記のとおり配布及び教室への掲示をお願いします。

なお、配布にあたっては、「毎日の学習を積み重ねて、夢や希望の実現に向けて取り組むこと」の大切さを担当の教員から児童・生徒に一言添えて配布いただきますようお願いいたします。

記

1 配布資料について

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 教育長からのメッセージ       | 別紙 1 のとおり |
| 墨田区立小学校・中学校のみなさんへ | 別紙 2 のとおり |
| 教職員へのメッセージ        | 別紙 3 のとおり |

2 配布方法

別紙 1 は、下段に貴校名を記載の後、教室掲示し、別紙 3 は教職員に配布をお願いします。

別紙 2 の配布方法は学校の判断で、紙、タブレット端末等の活用など、着実に届く方法でお願いします。

<担当>

すみだ教育研究所  
統括指導主事 三宅 慶進  
電話 5608-6621

すみだ くりつしょう ちゅうがっこう かよ  
墨田区立小・中学校に通うみなさんへ

ゆめ き ぼう  
夢 や 希望 に向けて、

ど りょく  
努力 していきましょう！



みなさんは、なぜ勉強べんきょうをする のでしょうか。

勉強べんきょうをすることで、多くおほのことを知ったり考かんがえたりして力ちからが付き、みなさんつの夢ゆめや希望きぼうの実現じつげんにつながります。

スポーツ選手せんしゅを目指めざす人が、体育たいいく（保健体育ほけんたいいく）をがんばることは大切たいせつです。

しかし、よりよい体からだの動かし方うごを考かんがえるには、理科りかで学まなんだ力ちからが必要ひつようです。

また、外国人がいこくじんの選手せんしゅと英語えいごで会かい話をわするには、英語えいごで学まなんだ力ちからが必要ひつようです。

自分じぶんの将来しょうらいの夢ゆめに直接ちよくせつ関かわる教きょう科かだけでなく、いろいろな教きょう科かの勉強べんきょうをすることで、

さまざま ちしき  
様々な知識ちしきやもの  
み かんが かんが かんが かんが  
見方・考かんがえ方かんがを知る

もんだい かいけつ ほうほう  
問題もんだいの解決かいけつの方法ほうほうを  
み つか  
身に付つかけることができる

よくなるので、どの教きょう科かの学がく習しゅうもしっかりと取とり組くみましよう。

わ せんせい しつもん かいけつ  
分わからないことがあれば先生せんせいに質しつもん問するなどして、解決かいけつしていきましょう。

れいわ ねん がつ  
令和5年10月

すみだ くきょういく いんかいきょういくちよう かとう ひろゆき  
墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

## 墨田区の小・中学生のみなさんへ

いよいよ10月10日(火)から後期期間が始まります。

みなさんが学校の行事をしっかりと楽しみ、毎日の学習を有意義に重ねていくことを願っています。

**毎日の学習を積み重ねて、夢や希望の実現に向けて前進していきましょう。**

授業で習ったことは、その日のうちに、家で復習をし、習ったことをしっかりと身に付けましょう。

例えば、次のことをしてみましょう。



分かったことを覚えるために、家で、教科書を読んで振り返り、自分なりの言葉や絵や図、表などを使って、ノートにまとめる。

先生から出された「ふりかえりシート」などの宿題の問題を解き、自分がどれくらい分かっているのかを確かめる。

「ミライシード」を開き、今まで習ったことなど自分で問題を選び取り組んでみる。

分からないところは、教科書やノートを読み返したり、友達や先生に聞いたりして分かるようにしましょう。

授業で習ったことが「わかる」、「できる」ようになったら、もっと知りたいことを調べてみましょう。

毎日、家で勉強をする習慣を付けましょう。少しの時間でも毎日することが大切です。習ったことを、一度の復習で記憶にとどめることは難しいです。1週間後、1か月後と少し期間をおいて再度振り返り、記憶を定着させましょう。

毎日の積み重ねが、なりたい自分に近づく第一歩になります。

このメッセージは、区立小・中学校に通う児童・生徒へ配布しています。  
小学1, 2, 3年生の児童には、保護者の方から内容をお伝えください。

すみだく しょう ちゅうがくせい

## 墨田区の 小・中 学生のみなさんへ

いよいよ 10月10日(火) から後期間が始まります。

みなさんが学校の行事をしっかりと楽しみ、毎日の学習を有意義に重ねていくことを願っています。

毎日の学習を積み重ねて、夢や希望の実現に向けて前進していきましょう。

授業で習ったことは、その日のうちに、家で復習をし、習ったことをしっかりと身に付けましょう。



例えば、次のことをしてみましょう。

分かったことを覚えるために、家で、教科書を読んで振り返り、自分なりの言葉や絵や図、表などを使って、ノートにまとめる。

先生から出された「ふりかえりシート」などの宿題の問題を解き、自分がどれくらい分かっているのかを確かめる。

「ミライシード」を開き、今まで習ったことなど自分で問題を選び取り組んでみる。

分からないところは、教科書やノートを読み返したり、友達や先生に聞いたりして分かるようにしましょう。

授業で習ったことが「わかる」、「できる」ようになったら、もっと知りたいことを調べてみましょう。

毎日、家で勉強をする習慣を付けましょう。少しの時間でも毎日することが大切です。習ったことを、一度の復習で記憶にとどめることは難しいです。1週間後、1か月後と少し期間をおいて再度振り返り、記憶を定着させましょう。

毎日の積み重ねが、なりたい自分に近づく第一歩になります。

## 教職員の皆さん

いよいよ10月10日(火曜日)から後期期間が始まります。

「コロナ禍」から「ウィズコロナ・アフターコロナ」への転換において、児童・生徒の安全・安心を第一にしながら、日々の授業を進めていることと思います。

さて、令和5年度 墨田区学習状況調査の結果から、墨田区の区立小・中学校に通う児童・生徒の学力は、小・中学校ともに、国語、算数・数学は、一定の学力の定着が図られています。

また、全国学力・学習状況調査の結果も、小学校6年生、中学校3年生ともに、調査対象の全ての教科で、墨田区の平均値が全国平均正答率を上回っており、着々と学力が伸長しています。

このことは、教職員の皆さんが、授業と家庭学習を一体的に見通しながら、児童・生徒の「わかる」「できる」「定着する」ための取組を、継続して進めている成果であると捉えています。

今後とも、学力向上新3か年計画及び各校の学力向上全体計画に基づく取組の継続を期待しています。

教育委員会では、「子どもたちの夢と希望の実現」には、学力の定着が重要な要素であると考えています。

そして、子どもたちが、将来の選択肢を広げ、自身の夢や希望を実現するために、墨田区立小・中学校全校に「ふりかえりシート」「問題データベース」などの教材を提供しているほか、「ふりかえり期間」の設定や、「授業スタイル」の確立などの取組を進めています。

教職員の皆さんも、児童・生徒が未来を切りひらき、豊かに生きていくために、以下の点について改めて見直し、授業改善につなげていくようお願いいたします。

児童・生徒に夢や希望をもたせ、日常の学習意欲と連動させているか。

授業中(授業の流れ)の「宿題の答え合わせ・導入・展開・まとめ・アウトプット」を実践し、更に「家庭学習」で、より有効に「ふりかえりシート」などを活用しているか。

一人で悩まず、課題を周りの教職員に相談できているか。

誰一人取り残すことなく、すべての児童・生徒へ墨田区教育委員会の思いが届きますよう、教職員の皆さん一人ひとりのご活躍を私たちは応援しています。



## 墨田区地域学校協働本部事業実施要綱

令和5年10月1日

5墨教地第554号

## (目的)

第1条 この要綱は、墨田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、墨田区立小学校、中学校及び幼稚園（以下「学校」という。）と地域が連携・協働を一層進め、地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、学校教育活動の更なる充実及び地域の教育力の向上を図るために実施する墨田区地域学校協働本部事業について必要な事項を定めることを目的とする。

## (地域学校協働本部)

第2条 地域学校協働本部（以下「協働本部」という。）は、当該学校の周辺住民や生徒の保護者など学校を支えようとする者で構成し、協働活動（法第5条第2項に規定する地域学校協働活動をいう。以下同じ。）を実施する学校ごとに設置する。ただし、教育委員会が必要と認める場合には、2以上の学校について1つの本部を設置することができる。

2 協働本部は、次の各号に掲げる活動を行う。

学校の教育活動の支援に関する活動

学校の環境整備の支援に関する活動

前2号に掲げるもののほか、学校と地域の連携・協働に関する活動

## (地域学校協働活動推進員)

第3条 協働本部に、法第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）を置く。

2 推進員は、協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

3 推進員の任期は委嘱の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 推進員は、学校と地域の調整等を行い、協働活動に必要な人材の確保、配置、管理及び運営を行う。

(推進員の遵守事項)

第4条 教育委員会は、推進員に、次に掲げる事項を遵守させるものとする。

推進員の活動の範囲を逸脱する行為をしてはならないこと。

学校、児童生徒及び保護者の信用を傷つけるようなことをしてはならないこと。

活動中に知り得た個人情報又は守秘事項を他に漏らしてはならないこと。推進員を辞した後も同様とする。

前3号に掲げるもののほか、教育委員会又は校長の求める事項に反してはならないこと。

(推進員の委嘱の取消し)

第5条 教育委員会は、前条各号に規定する事項に反したとき又は推進員としての適正を欠くと認めたときは、委嘱を取り消すものとする。

2 教育委員会は、推進員がその活動の停止を申し出たときは、任期にかかわらず委嘱を取り消すことができる。

(庶務)

第6条 事業の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会事務局次長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年10月1日から適用する。

# 墨田区 国型コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）～地域とともにある学校の一層の推進～

墨田区教育委員会事務局

## 背景・課題

学校における働き方改革の推進や不登校、いじめ、感染症対策、防災など学校や地域が抱える社会的課題の解決を目指すとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、学校と地域が連携・協働し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくためには、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」の一体的な推進が必要となる。

（出典 「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ」(令和4年3月)）

## 解決のためには

地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会の実現のために、地域が「当事者」として、学校運営に参画できる仕組みづくりが必要となる。「コミュニティ・スクール」の導入へ

## コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは

- コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する保護者や地域住民等が、一定の権限をもって学校運営に参画する仕組みである「学校運営協議会」を置く学校のことです。
- 学校運営協議会では、保護者や地域住民等の意見を学校運営に反映させ、地域・保護者・学校が一体となって、よりよい学校教育活動と特色ある学校づくりを推進し、地域に信頼される学校運営を行うことが求められます。
- 学校運営協議会は、法律上、主に以下の3つの権限を有しています。
  - ・校長が作成した学校運営に関する基本的な方針の承認を行う。
  - ・学校運営に関する事項について、意見を述べるができる。
  - ・学校の教職員の任用について、意見を述べるができる。

## 今までの「学校運営連絡協議会」

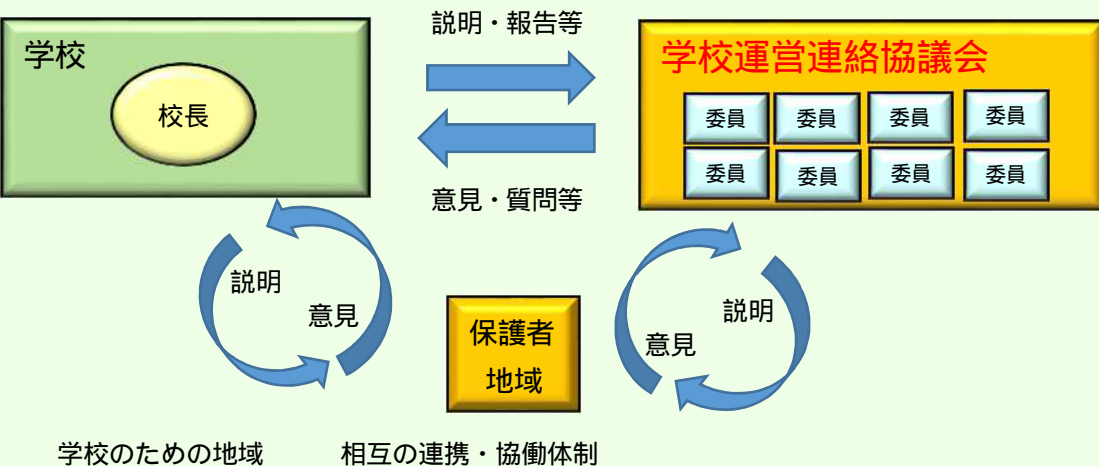
年3回程度開催

- 開かれた学校づくりを推進するとともに、学校の課題の解決に向けて、学校・家庭・地域社会が果たすべき役割について協議し、地域社会全体が学校を支援するための仕組み

- 委員構成（校長（園長）が推薦し、教育委員会が委嘱する）  
保護者、地域住民、校長、学識経験者等

- 主な役割  
・校長の求めに応じて、学校運営について意見を述べる。

## 「地域に開かれた学校」



## これからの、「学校運営協議会」

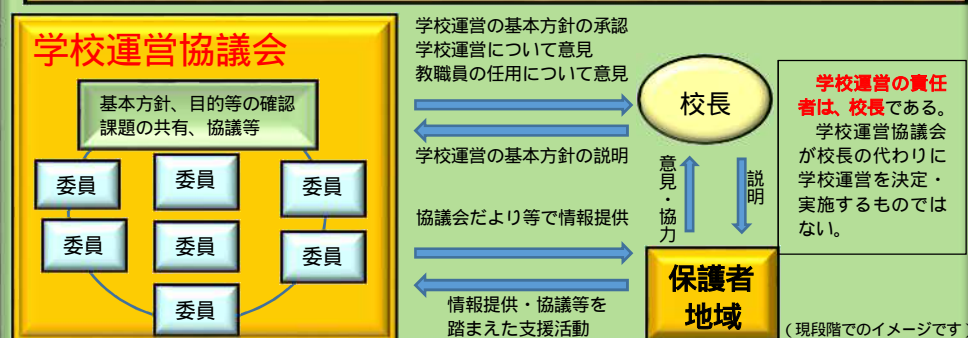
年3回程度開催

- 保護者や地域住民等が、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組み

- 委員構成（教育委員会が任命する）  
保護者、地域住民、校長、学識経験者等

- 主な役割
  - ・学校運営の基本方針を承認すること。
  - ・学校運営について、意見を述べるができること。
  - ・教職員の任用について、意見を出すことができること。

## 「地域とともにある学校」コミュニティ・スクール



## 「学校を核とした地域づくり」

## 地域学校協働本部

地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した地域学校協働活動を推進する体制

## 地域学校協働活動推進員

地域と学校をつなぐコーディネーターの役割

## 地域のボランティア

両輪

## 地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う学校内外における活動

## 「学校運営協議会」に発展させるメリット

- 組織的、継続的な連携・協働体制の確立が可能
- 学校運営の当事者として、委員から意見が得られ、学校運営の改善が図れる
- 地域・家庭・学校において、共通のビジョンをもった学校教育活動等が可能
- 基本方針の承認を通じて、地域等に対する説明責任の意識が向上
- 学校運営の改善を果たすPDCAサイクルが確立

## 今後の予定

- 令和4年度 検討委員会設置
- 令和5年度 小学校1校で、試行実施（10月以降）
- 令和6年度 順次設置

## 参考資料等

- 「コミュニティ・スクールのつくり方」(令和2年10月) 文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課
- 「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ」(令和4年3月) コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議



# これからの 学校と地域

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動



# はじめに

近年、急激な社会の変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題はますます複雑化、多様化しています。

学校は、いじめや暴力行為等の問題行動の発生、不登校児童生徒数の増加、特別な配慮を必要とする児童生徒数の増加など、多様な児童生徒及び保護者等への対応が必要な状況となっています。また、そのような学校の役割の拡大により教員の業務量が増加しているといった課題も出てきています。

一方、地域においても、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等により地域社会における支え合いやつながりが希薄化することによって、地域社会の停滞や教育力の低下などが指摘されています。

そうした状況の中、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という新学習指導要領の目標を学校と地域とが共有し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、一体となって子供たちの成長を支えていくことが必要です。

文部科学省では、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の一体的な実施を推進しています。

## 「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の実現に向けて

◆なぜ今、**コミュニティ・スクール** と **地域学校協働活動** が必要なのか？

**背景** 時代の変化に伴い学校と地域の在り方が変化

◆教育環境を取り巻く状況

- 児童生徒数の減少
- 子供の規範意識等への課題
- 学校が抱える課題の複雑化・困難化

◆社会の動向

- 少子高齢化の進行
- グローバル化や情報化の進展
- 地域社会のつながりや支え合いの希薄化による地域の教育力の低下

◆教育改革の動き

- 「社会に開かれた教育課程」の実現など

◆地方創生の動き

- 学校を核とした地域の活性化

求められるものとは・・・

◆これからの時代を生き抜く力の育成（学校だけでは得られない知識・経験・能力）

◆地域住民が自ら地域を創っていくという「主体的な意識」への転換

学校と地域の連携・協働が必要

具体的な取組として・・・

コミュニティ・スクール

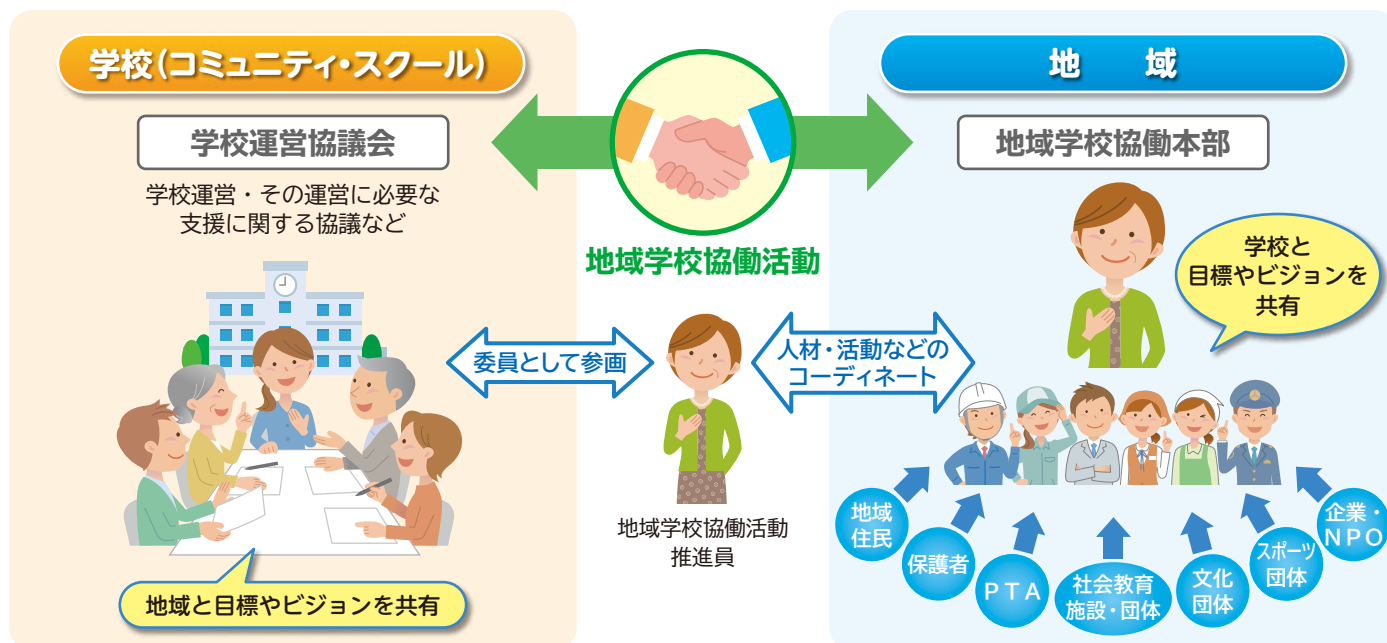


地域学校協働活動

「目標」や「ビジョン」の共有

「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を併せて実現！

# コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一つの取組として



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進めるためには、**まず関係者で目標やビジョンを共有することが重要で、学校運営協議会の協議や熟議<sup>(※)</sup>等がその役割を果たします。**その結果を踏まえ、幅広い地域住民等が参画することによって、**教育活動や地域学校協働活動の充実や活性化**につながります。

学校運営協議会と地域学校協働本部は、それぞれがもつ役割を十分に機能させ、**一体的に推進することで**、相乗効果を発揮し、学校運営の改善と地域づくりに資する活動が一層進んでいくことが期待されます。

※「熟議」とは・・・多くの当事者が「熟慮」と「議論」によって問題の解決を目指す対話のこと。様々な立場の関係者が一つのテーブルにつくことで、新しいアイデアや考え方が生まれます。

## 学校と地域、双方から見たPDCA（計画→実行→評価→改善）

効果的かつ持続的な学校運営と地域学校協働活動の仕組みを構築するためには、**学校運営協議会と地域学校協働活動のそれぞれのPDCAを回しつつ**、お互いが連携・協働することが重要です。



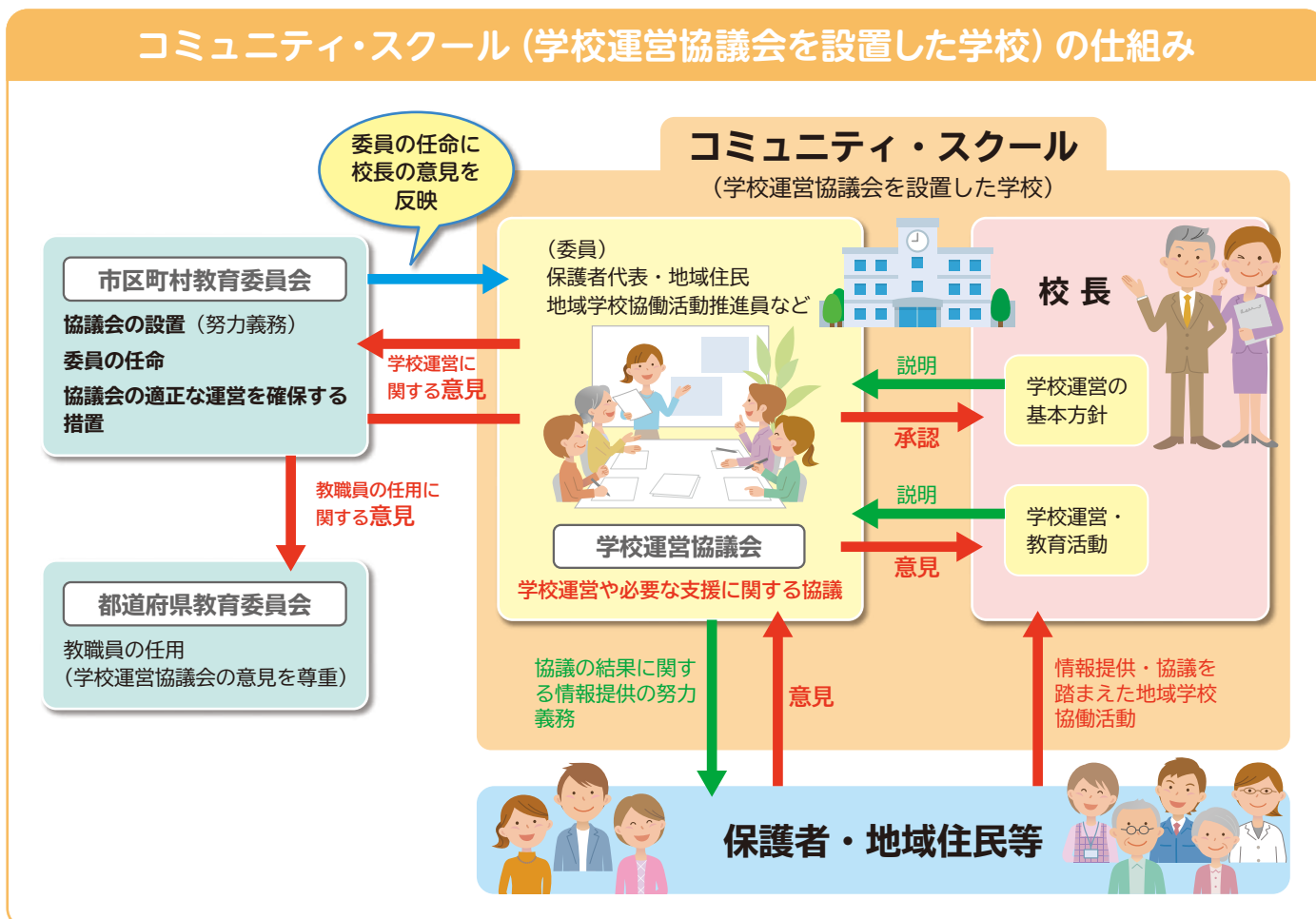
# コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクール = 学校運営協議会を設置した学校

学校運営協議会とは・・・

法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

## コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）の仕組み



## 学校運営協議会の主な3つの役割 (地教行法第47条の6) ※令和2年4月～:第47条の5

- 1 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 2 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- 3 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる

～より詳しくコミュニティ・スクールについて知りたい方へ～

### 「学校運営協議会」設置の手引き (令和元年 改訂版)

主に自治体や学校の関係者を対象に、コミュニティ・スクールについてより詳しく解説しています。これからコミュニティ・スクールの導入を検討される場合には、是非ご活用ください。

※パンフレットは「学校と地域でつくる学びの未来」のHPよりご覧いただけます。

◇URLはこちら

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/pamphlet/index.html>



## 地域学校協働活動とは

地域学校協働活動とは、地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

次の時代を担う子供たちに対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、学校と地域が連携・協働します。

地域学校協働活動は、社会教育法第5条第2項により、学校と協働して行う以下の活動と規定されています。

- 学校の授業終了後又は休業日において学校、社会教育施設等で行う学習、その他の活動
- ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動
- 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設等で行う教育活動、その他の活動

### 学びによるまちづくり・地域課題解決型学習・郷土学習

- 地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- 「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- 地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



### 放課後子供教室

- 地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



### 地域未来塾

- 全ての児童生徒を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



### 家庭教育支援活動

- 寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



### 学校に対する多様な協力活動

- 登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援、企業等による出前授業等の教育プログラムの提供 など



### 地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画

- 地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など





## 地域学校協働活動推進員の配置

地域学校協働活動を推進するためには、学校と地域をつなぐコーディネーターの役割は必要不可欠です。

「**地域学校協働活動推進員**」は、社会教育法に基づき**教育委員会が委嘱する**地域住民等と学校との連絡調整等を行うコーディネーターです。

「地域学校協働活動推進員」として**法律に位置付けられた明確な立ち位置**で地域学校協働活動を推進することにより、継続的で円滑な活動を行うことができます。



### 主な役割

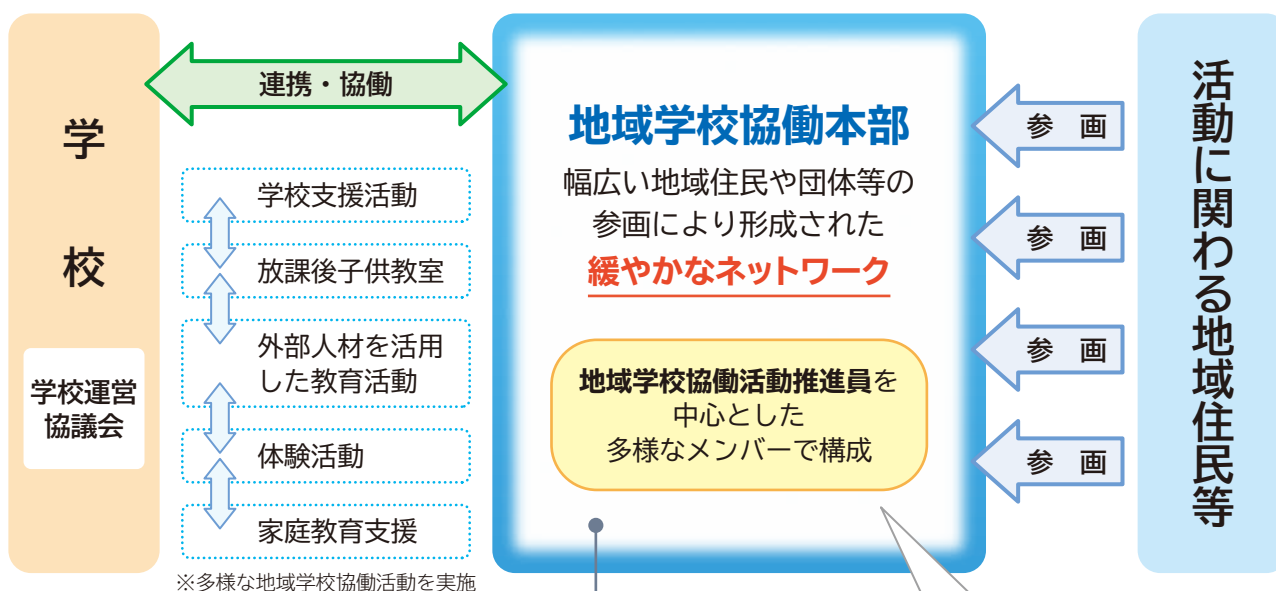
- 地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- 学校や地域住民、企業・団体等の関係者との連絡・調整
- 地域ボランティアの募集・確保など



## 地域学校協働本部の整備

地域学校協働活動の推進に当たっては、「**地域学校協働本部**」を整備することが有効です。

教育委員会は、地域学校協働本部の整備について、積極的な支援を行うことが重要です。



### 本部の3つの要素

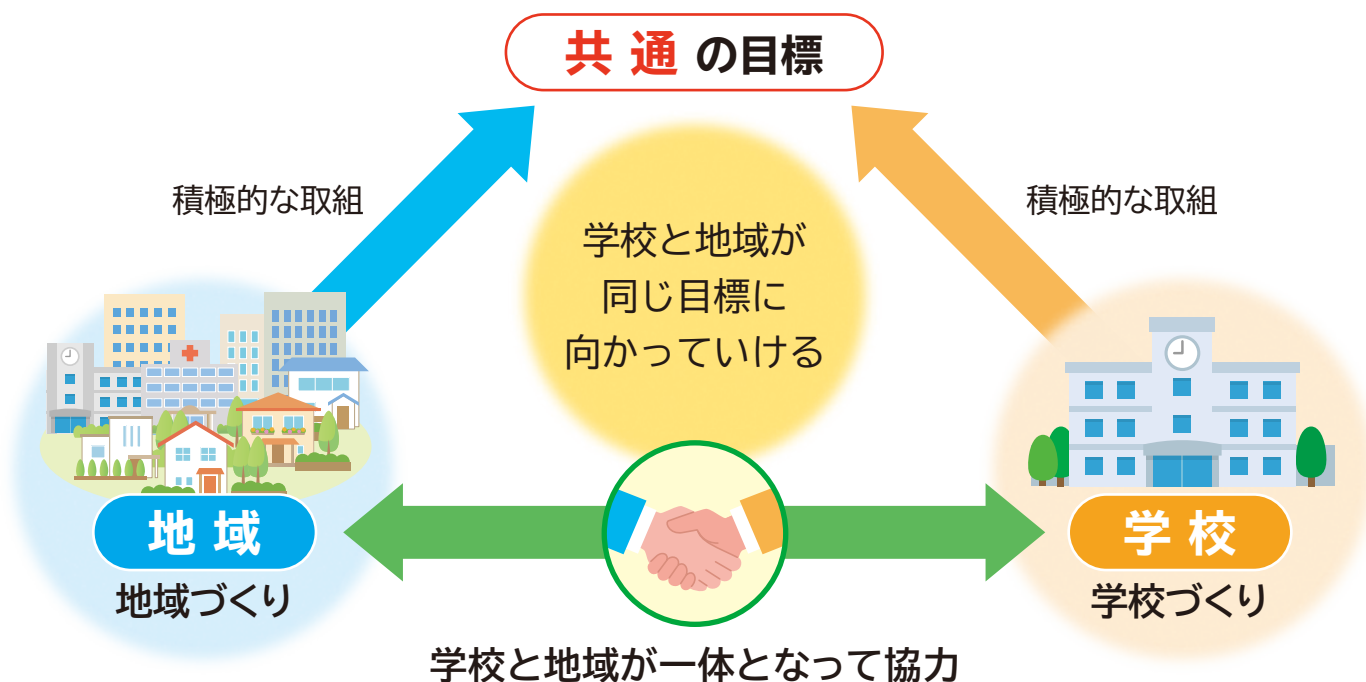
- ① コーディネート機能
- ② 多様な活動
- ③ 継続的な活動

### 地域学校協働本部の構成員（イメージ）

- 地域学校協働活動推進員・PTA 役員
- 公民館長・自治会・商工会議所・青年団
- 婦人会・農業委員・民生委員
- 社会福祉協議会・まちづくり協議会
- 放課後児童クラブ担当者・大学等有識者
- NPO代表 など



## 学校と地域がパートナーとなることで・・・



保護者・地域住民等も教育の当事者になることで、責任感をもち、積極的に子供の教育に携わるようになる。

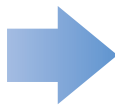
- 近所に元気のない様子の子供がいても、なかなか声をかけることができない
- 子供のマナーについて学校へ苦情の電話



- 積極的な声掛けや自ら指導する機会が増える
- 学校任せではなく、地域が学校とともに対策を考える

保護者・地域住民等が学校運営や教育活動へ参画することで、生きがいにつながり、子供たちの学びや体験が充実。

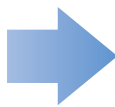
- 自分の経験を生かして学校や子供のサポートをしたいが、迷惑にならないか
- 地域の人と関わる機会が減ってきている
- 地域人材を活用した学習が単発で終わってしまう



- 地域の力を生かした学校運営や教育活動が実現する
- 学校を中心に地域がつながり、地域の活動が活発になる
- 地域の創意工夫や特性を生かすことで、学校での学びがより豊かで広がりを持つようになる

保護者・地域住民等と学校が“顔が見える”関係となり、保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営が実現。

- 一方的な意見が数多く学校に寄せられる
- 学校が保護者や地域住民の様々な要望の対応に追われている



- 学校の現状や方針への理解が深まり、地域が学校の応援団になる
- 地域の協力により教職員が子供と向き合う時間が増える

その他にも・・・

学校と地域の協力体制が築かれることで、生徒指導、防犯、防災等の面でも課題解決に向けて効果が期待されます。

# 文部科学省の取組に係る参考情報

## 学校と地域でつくる学びの未来HPトップ

全国の取組事例などの地域学校協働活動やコミュニティ・スクールに関する情報をまとめて掲載しています。



◇URLはこちら

<https://manabi-mirai.mext.go.jp>

### Facebookでも情報発信中

CSマスターの活動や推進フォーラムの情報、また自治体の取組情報等を随時発信しています。



## コミュニティ・スクール推進員（CSマスター）

文部科学省では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動のさらなる推進を目指し、コミュニティ・スクールの導入を進めている地域に対して積極的な支援を行うこととしています。その一環として、CSマスター（コミュニティ・スクールの導入や実践経験を有する元校長や教育長、学校運営協議会会長等）を派遣し、教育委員会事務局職員・学校の管理職・学校運営協議会委員候補者等を対象とした研修会や制度説明会等を支援しています。

### CSマスター派遣事業の詳細及び申し込みはHPから

◇URLはこちら

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/cs.html>



## 企業等による教育プログラム

文部科学省では、子供の豊かな学びを支えるために、多様な企業・団体・大学等に「土曜学習応援団」に御賛同（御参画）いただき、夏休み、冬休み等の長期休暇、平日の授業や放課後、土曜日・日曜日の教育活動に出前授業の講師や施設見学の受入等により参加していただくことで特色・魅力のある教育活動を推進しています。

◇URLはこちら

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/program/index.html>



## 地域とともにある学校づくり推進フォーラム

文部科学省では、地域とともにある学校づくりに向けて取組の充実や普及を図るために、保護者、地域住民、学校関係者等を対象としたフォーラムを開催しています。

フォーラムの開催の時期や内容等については、随時「学校と地域でつくる学びの未来HP」でお知らせしています。



## 学校運営協議会設置に伴う協議会委員の任命について

### 1 墨田区立八広小学校 学校運営協議会委員一覧

|    | 氏名     | 役職等            |
|----|--------|----------------|
| 1  | 吉澤 章夫  | 学校運営連絡協議会長     |
| 2  | 坂井 正廣  | 吾嬬二中地区育成委員会委員長 |
| 3  | 須貝 利喜夫 | 墨田区行政相談委員      |
| 4  | 石崎 俊一  | 八広あずま町会会長・保護司  |
| 5  | 小野 俊一  | 墨田区青少年委員       |
| 6  | 猪瀬 雄司  | 八広はなみずき児童館館長   |
| 7  | 谷 眞宏   | 民生児童委員         |
| 8  | 泉 和典   | P T A 顧問       |
| 9  | 佐々木 健至 | P T A 顧問       |
| 10 | 藤田 章弘  | P T A 顧問       |
| 11 | 橋本 亮   | P T A 会長       |
| 12 | 金澤 里美  | 八広幼稚園園長        |
| 13 | 勝田 光徳  | 校長             |
| 14 | 檀特 明子  | 副校長            |
| 15 | 蒔田 智子  | 主幹教諭           |
| 16 | 山本 拓馬  | 主幹教諭           |
| 17 | 山村 美英  | 主任教諭           |

### 2 根拠規定

墨田区学校運営協議会規則第8条第3項

協議会の委員（以下「協議会委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

保護者

地域住民等

対象学校の運営に資する活動を行う者

対象学校の校長

対象学校の教職員

学識経験者

前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者